

令和6年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

令和5年9月

令和6年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	令和 5 年度東京都立高等学校入学者選抜状況	2
第 3	令和 5 年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討	4
1	新型コロナウイルス感染症に係る主な対応	4
2	合否判定業務の改善に向けた取組	14
3	インターネットを活用した出願	18
4	中学校英語スピーキングテスト	21
5	文化・スポーツ等特別推薦	24
6	分割募集	27
7	日本国籍を有し、日本語指導が必要な受検者に対する辞書持込みの措置	29
8	入学願書及び調査書等の様式	31
9	海外帰国生徒対象の 9 月入学生徒の選抜における応募資格	36
10	外国において日本の高等学校普通科に相当する課程を修了した者の応募資格	38
11	都内在住で都外の中学校等に在学している者の応募資格	39
12	在京外国人生徒対象（特別枠）の選抜方法	42
13	多様な生徒に対応した入学者選抜	46
第 4	おわりに	52
参考資料		
1	令和 5 年度東京都立高等学校入学者選抜状況	53
2	令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱	54
3	令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿	55
4	令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過	56

※ 本文中のグラフは、小数第 2 位の四捨五入の処理により合計が必ずしも 100.0%にならない。

第1 はじめに

令和6年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「本委員会」という。）は、令和5年度入学者選抜の検証を行う中で、これまでに導入してきた様々な入学者選抜方法の成果と課題を明らかにするとともに、令和6年度入学者選抜以降の改善策等を検討することを目的として設置したものである。

令和5年度入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症対策として、推薦選抜において集団討論を中止したほか、1教室当たりの定員を30名、休憩時間を30分間とするなど令和4年度入学者選抜に引き続きこれまでの対策を継続した。

令和4年度入学者選抜で発覚した合否判定誤りの事案を受け、再発防止・改善策として教職員の研修の強化や、入学者選抜に係る一連の業務をソフトウェアで処理できるようにプログラムの改修を行った。

インターネットを活用した出願については、令和5年度入学者選抜において推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集で全校に導入し、志願者の利便性をより向上させた。

また、中学校英語スピーキングテストの入学者選抜への活用が始まり、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能を評価することとなった。

本委員会は、全4回にわたって行われ、例年検討を重ね充実させてきた諸制度に加え、先に述べた新たな課題への対応について、慎重に審議した結果を報告としてまとめた。

第2 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜状況

令和5年度入学者選抜は、全日制高等学校167校、定時制高等学校53校、通信制高等学校3校で実施した。

推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の概況及び総括は、以下のとおりである。

1 推薦に基づく選抜

令和5年度入学者選抜における推薦に基づく選抜は、全日制高等学校167校中162校（島しょの5校は実施せず。）、定時制高等学校1校において実施した。

全日制高等学校の推薦に基づく選抜の受検倍率は2.47倍となり、昨年度に比べ0.05ポイント下降した（募集人員は197人増加、受検人員は13人増加）。

入学者選抜年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全日制受検倍率	2.63	2.79	2.86	2.87	2.76	3.42	3.25	3.13	3.05	2.98	2.88	2.94	3.03

入学者選抜年度 (平成・令和)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
全日制受検倍率	2.91	2.88	3.21	3.23	3.11	3.03	3.00	2.78	2.61	2.55	2.77	2.52	2.47

2 第一次募集・分割前期募集

全日制高等学校の最終応募倍率は1.37倍で、昨年度と同様であった。また、受検倍率は1.29倍で、昨年度と同様であった。この倍率は、学区制を撤廃した平成15年度入学者選抜以降、最終応募倍率は2番目に、受検倍率は2番目に低い値であった。

また、不受検率は6.4%となり昨年度に比べ0.4ポイント上昇し、合格者の入学手続辞退率は、0.48%と昨年度に比べ0.04ポイント下降した。

入学者選抜年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
最終応募倍率	1.50	1.50	1.45	1.43	1.42	1.45	1.44	1.42	1.42	1.43	1.45	1.50	1.53

入学者選抜年度 (平成・令和)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
最終応募倍率	1.52	1.53	1.51	1.50	1.50	1.51	1.50	1.44	1.40	1.40	1.35	1.37	1.37

入学者選抜年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
受検倍率	1.24	1.27	1.27	1.26	1.26	1.33	1.33	1.32	1.32	1.33	1.35	1.41	1.44

入学者選抜年度 (平成・令和)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
受検倍率	1.43	1.44	1.43	1.42	1.41	1.43	1.43	1.36	1.32	1.32	1.28	1.29	1.29

入学者選抜年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
不受検率 (%)	17.5	15.3	12.5	11.8	11.1	8.6	7.9	7.4	7.3	7.2	6.9	6.2	6.2
入学手続辞退率 (%)	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6	1.3	1.22	1.28	1.17	1.22	1.02	0.95	0.97

入学者選抜年度 (平成・令和)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
不受検率 (%)	6.2	6.2	5.3	5.4	5.6	5.3	5.1	5.2	5.3	5.7	5.5	6.0	6.4
入学手続辞退率 (%)	0.90	0.78	0.72	0.47	0.47	0.49	0.49	0.37	0.47	0.39	0.43	0.52	0.48

3 分割後期募集・第二次募集

全日制高等学校の募集人員 2, 160 人（分割後期募集 403 人を含む。）に対し、1, 033 人が受検した。受検倍率は 0.48 倍であり、昨年度に比べ 0.14 ポイント上昇した。

入学者選抜年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
受検倍率	2.89	3.41	2.74	2.21	2.01	1.68	2.00	1.83	1.51	1.47	1.50	1.70	1.87

入学者選抜年度 (平成・令和)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
受検倍率	1.46	1.44	1.48	1.33	1.18	1.16	1.23	0.61	0.77	0.72	0.35	0.34	0.48

以上、令和 5 年度東京都立高等学校入学者選抜状況において、推薦に基づく選抜の受検倍率は、前年に比べ低い結果となったが、第一次募集・分割前期募集の受検倍率は、前年と同様の結果となった。また、分割後期募集・第二次募集の受検倍率は、前年に比べ高い結果となった。ここ数年は 1 倍を下回る状況ではあるが、分割後期募集・第二次募集は、受検者の進路を保障する意味において、重要な役割を果たしていることに変わりはない。

本委員会では、令和5年度東京都立高等学校入学者選抜において実施した入学者選抜方法について検証し、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜以降における改善策等について検討した。

1 新型コロナウイルス感染症に係る主な対応

(1) 令和5年度入学者選抜における取組

ア 「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について」

令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る対応を取りまとめ、次の内容について令和4年6月23日に東京都教育委員会のホームページにて公表した。

(ア) 推薦に基づく選抜

一般推薦における検査内容は、志願者全員に実施する個人面接のほか、小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査のうちから、当該都立高等学校長が定めたいずれか一つ以上の検査により実施することとし、集団討論は実施しない。

また、文化・スポーツ等特別推薦の基準に、大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない。

(イ) 検査日時

推薦に基づく選抜及び第一次募集における検査は、原則として1日で実施する。

また、第一次募集において、検査間の休憩時間を30分とする（学力検査を行わない学校を除く。）。

(ロ) インフルエンザ等学校感染症罹患^り患者等に対する追検査

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染者のほか、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者として学校保健安全法第19条により中学校が出席停止を行った者なども追検査の対象者に含める。

なお、追検査の応募資格を有する者が、インフルエンザ等のため、申請した追検査を受検することができなかった場合（分割前期募集及び分割後期募集の双方を同様の理由で受検できなかった場合を含む。）は、追々検査を実施する。

イ 令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への主な対策

新型コロナウイルス感染症対策の詳細について、保護者宛てに周知するため、令和5年1月19日に、「令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第一版）」を各区市町村教育委員会へ通知した。内容については次のとおりである。

(ア) 感染が疑われる者への対応

① 検査日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、当該検査日に受検することはできない。

② 発熱のある受検者については、37度以上37.5度未満の発熱がある場合、追検査等、別の検査による受検を促しつつ、当日の受検を希望する場合は、別室による受検とする。37.5度以上の発熱がある場合は、受検することはできない。

- ③ 保健所より濃厚接触者とされた受検者は、原則受検することはできない。ただし、以下の a から d までの全ての条件を満たす場合は受検を認める。
- a PCR検査（行政検査）の結果、陰性であること。
 - b 受検当日も無症状であること。
 - c 電車、バス、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。
 - d 終日、別室で受検すること。

(イ) 検査実施上の注意

- ① 受検者は、常に不織布マスクを着用する。
- ② 入校する際にサーモグラフィによる検温を行う。
- ③ 教室の出入口に設置された速乾性アルコール製剤等で手指消毒を行う。
- ④ 休憩時にトイレに行く際は、密を避けるため、監督者が順番に案内する。
- ⑤ 昼食時、会話せずに自席で前を向いて食事をする。

(ロ) 推薦に基づく選抜

- ① 集団討論は実施しない。
- ② 文化・スポーツ等特別推薦の基準に、大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない。
- ③ 文化・スポーツ等特別推薦の実技検査においては、受検者同士の接触を避ける形で実施する。
- ④ 原則として1日で実施する。

(ハ) 学力検査に基づく選抜

- ① 原則として1日で実施する。
- ② 検査間の休憩時間を30分とする。
- ③ 検査教室の換気を行う（リスニング検査中はドア、窓ともに閉める。）。
- ④ 検査教室の定員を30人とする。
- ⑤ インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追々検査の実施

(ニ) その他

① 特例による検査の実施

対象の選抜は、文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜

② 教育系職員等及び業者派遣の実施

本委員会では、これらの取組を踏まえるとともに、令和5年4月28日に文部科学省から示された「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」及び「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行したことに伴う今後の対応について審議した。

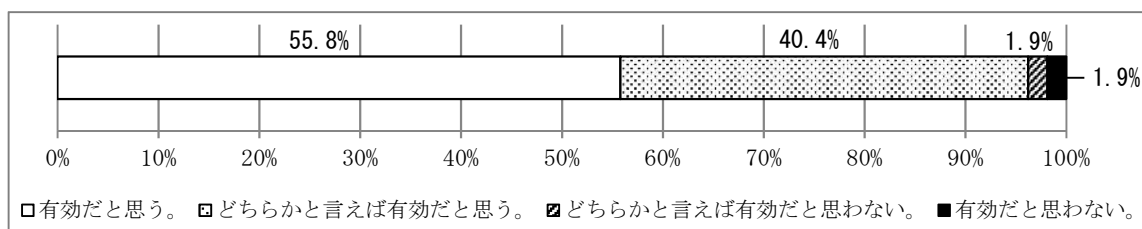
(2) 推薦に基づく選抜

令和5年度入学者選抜における推薦に基づく選抜では、集団討論を行わず、1日で実施した。文化・スポーツ等特別推薦では、接触を伴う実技検査を避けるなどの対策を講じた。また、文化・スポーツ等特別推薦の提出書類として令和2年度選抜まで提出を求めていた「実績等を証明する書類等の写し」は、令和4年度選抜と同様に提出を求めないこととした。

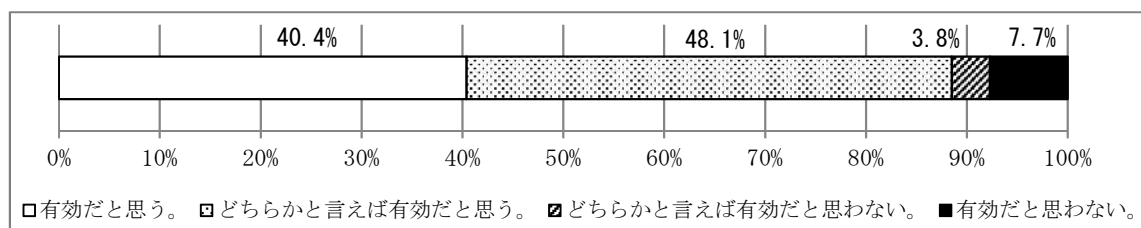
都内公立中学校長及び都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

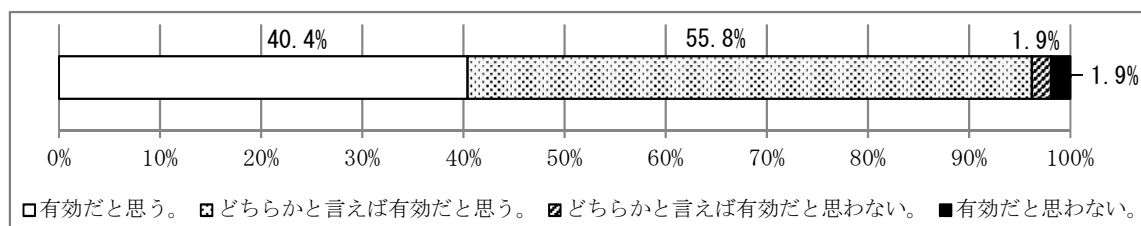
- (ア) 文化・スポーツ等特別推薦も含め、1日で実施したことは新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



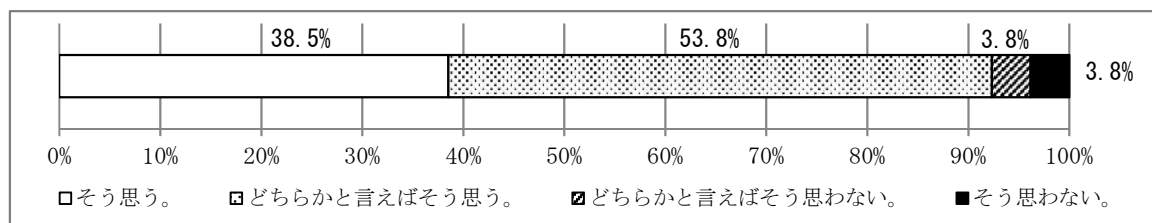
- (イ) 集団討論を中止したことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



- (ウ) 接触を伴う実技検査を回避し、発声を伴う歌唱や楽器演奏等についても十分な対策を講じられない場合、実施を避けることとしたことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



- (エ) 令和5年度入学者選抜において、推薦選抜（一般推薦）の目的を達成することはできたか。



(㊦) 中学校長からの主な意見

＜集団討論の中止＞

- 感染症対策として受検者はマスクを着用しているため、集団討論を実施しても感染リスクは低かったと考える。

＜接触を伴う実技検査等の回避＞

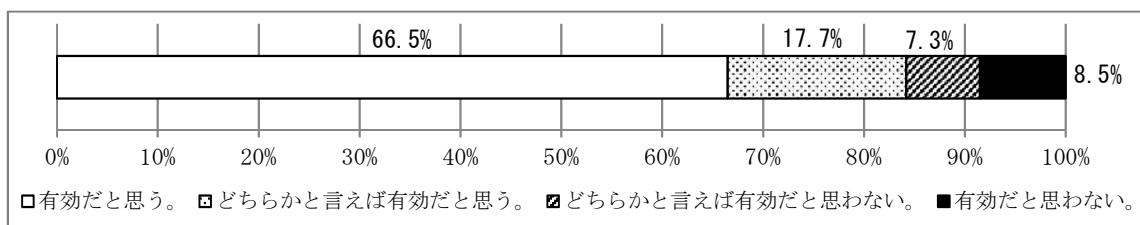
- 文化・スポーツ等特別推薦においては、実技検査を充実しない状態で検査を行っても、入学後に必要な力を十分にみることができないと考える。

＜推薦選抜（一般推薦）の目的の達成＞

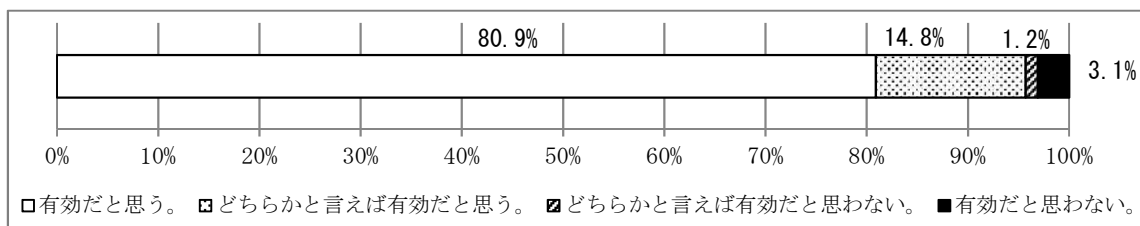
- 学力検査ではみることができない力を一定程度評価できていると考える。

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

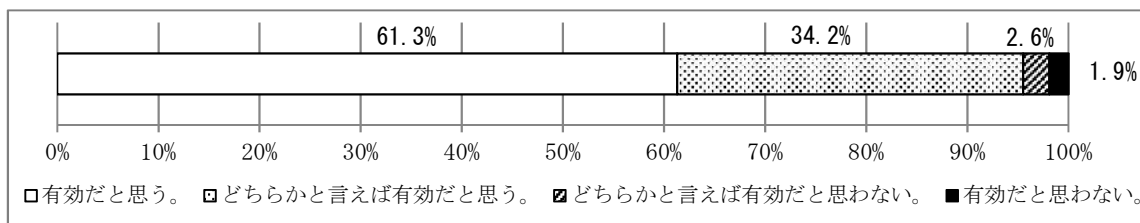
- (㊦) 文化・スポーツ等特別推薦も含め、1日で実施したことは新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



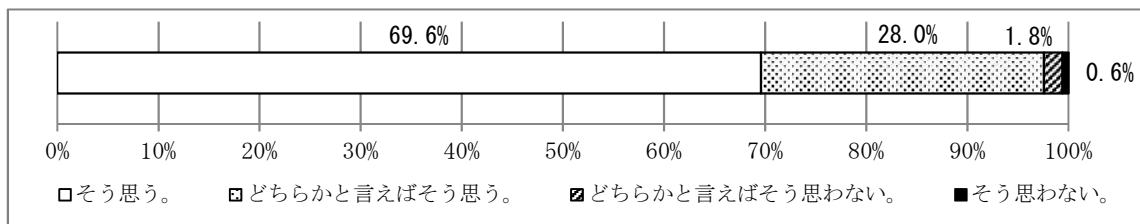
- (㊧) 集団討論を中止したことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



- (㊨) 接触を伴う実技検査を回避し、発声を伴う歌唱や楽器演奏等についても十分な対策を講じられない場合は実施を避けることとしたことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



- (㊩) 令和5年度入学者選抜において、推薦選抜（一般推薦）の目的を達成することはできたか。



(㊦) 高等学校長からの主な意見

＜推薦に基づく選抜を１日で実施＞

- １日で検査を実施することにより、特別推薦と一般推薦を併願する受検者は、受検者同士が長時間行動を共にすることになり、接触している時間が長くなる傾向がある。

＜集団討論の中止＞

- 集団討論は中止となったが、個人面接及び小論文など他の検査を通して推薦に基づく選抜の目的を達成することができた。

＜推薦選抜（一般推薦）の目的の達成＞

- 実技検査や個人面接を工夫することで、目的を達成することが可能であると判断している。

審議の過程で、保護者代表からは「集団討論の中止はコロナ禍の中での対応であった。高校側で集団討論と個人面接どちらが適切に受検者を選抜できるかを改めて検討する機会になればよい。」という意見があった。外部有識者からは「かつて調査書点で合否が決まるような入学者選抜の状況を改善するために集団討論が導入された。だが個人面接でも、集団の中での考え方を問う質問をするなどの工夫をすれば、集団討論でみていたコミュニケーション能力や社会認識の力をみることは不可能ではない。集団討論の実施の有無は、学校ごとに異なるとよいと考える。」という意見があった。

また、区市教育委員会からは「集団討論で受検者のどのような力をみたいのか、改めて整理することで、高校ごとに集団討論の実施について必要か不必要かが判断できるのではないか。」という意見があった。高等学校からは「新型コロナウイルス感染症への対応で集団討論を中止したため、受検者の人物を評価する材料を増やすために、個人面接で自己PRの時間を新たに設定した。集団討論に代わるものでも検査の内容を工夫すれば評価は可能である。集団討論の実施の有無は学校で選択できるとよい。」という意見があった。

さらに、文化・スポーツ等特別推薦については、高等学校から「接触を伴わない実技検査を行わないことについても、この３年間は工夫してきた。体育や部活動も以前のように実施できていることから、今後は見直したい。」という意見があった。中学校からは「実績を証明する書類は様々である。中学校では調査書の諸活動の記録を、保護者に確認しながら丁寧に記載している。諸活動の記録で十分であるとする。」という意見があった。

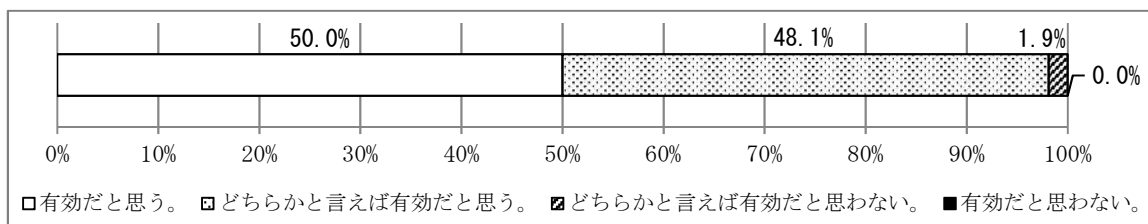
(3) 学力検査に基づく選抜

令和５年度入学者選抜では、令和４年度入学者選抜と同様に、検査間の休憩時間を３０分とする、学力検査における検査教室の定員を３０人とする、学力検査における面接等は中止し１日で実施するといった受検環境上の対策を講じた。

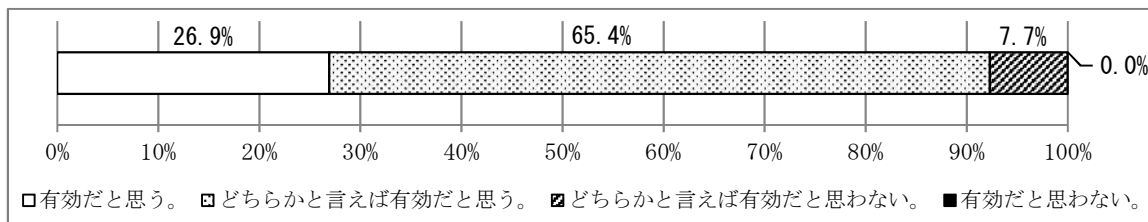
都内公立中学校長及び都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：５３校）

(㊦) 学力検査に基づく選抜を１日で実施したことは新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



(㊧) 検査間の休憩時間を３０分としたことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



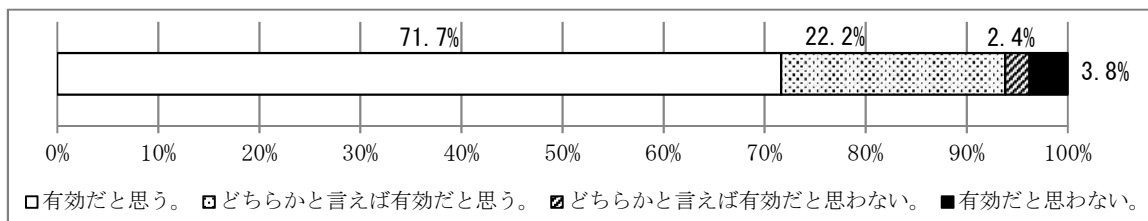
(㊨) 中学校長からの主な意見

＜休憩時間を３０分とする、検査教室の定員を３０人とするという対策＞

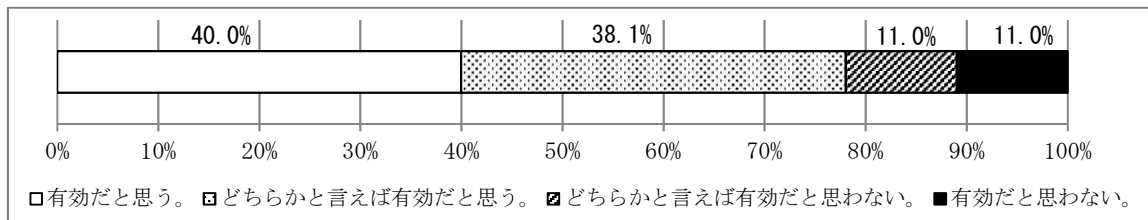
○ 通常、換気の時間は対策を講じれば５分程度でできるので、これを含めても休憩時間はもう少し短縮できるのではないかと考える。また、休憩時間が長いと全体の終了・帰宅時刻も遅くなり、受検者への負担も大きいと考える。

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：２２０課程）

(㊦) 学力検査に基づく選抜を１日で実施したことは新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



(㊧) 検査間の休憩時間を３０分としたことは、新型コロナウイルス感染症対策として有効か。



(ウ) 高等学校長からの主な意見

＜学力検査に基づく選抜における面接等を中止し1日で実施＞

○ エンカレッジスクールでは、人物の把握のため面接が重要なポイントとなる。現行の検査内容であるならば、2日間の実施が必要であると考え。また、学力検査を実施しないため、適切に休憩時間を設定している。

＜休憩時間を30分とする、検査教室の定員を30人とするという対策＞

○ 休憩時間に受検者同士で会話をしている場面があった。休憩時間を今までの20分間として、検査に集中させる時間配分にした方が、受検者同士の会話が減り、感染症対策になると思われる。

審議の過程で、高等学校からは「検査教室の定員を40人にしても、教室の常時換気で十分と考える。拘束時間を短くして受検者に負担をかけない方が、メリットが大きい。」という意見があった。

また、中学校からは「中学校でも、感染症対策を行った上で、授業を40人で行っているため、入学者選抜だけを30人で実施する理由はない。」という意見や「休憩時間が30分あると検査終了時刻が遅くなり、結果的に受検者の拘束時間が長くなる。各検査間の休憩時間は、以前の20分に戻す方がよい。受検の時期は冬で、暗くなるのも早い時期である。受検者の安全を考えると休憩時間は20分が妥当である。」という意見があった。

(4) 追検査、追々検査及び特例による検査

第一次募集において、新型コロナウイルス感染症に感染した者や感染が疑われる者を含め、インフルエンザ等学校感染症に罹患した等の理由により受検できなかった者を対象に、追検査を実施した。また、追検査及び分割後期募集をインフルエンザ等学校感染症に罹患した等の理由により受検できなかった者のうち、第一次募集・分割前期募集をインフルエンザ等学校感染症に罹患するなどの理由により受検できなかった者を対象に、追々検査を実施することとした。さらに、文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜において、インフルエンザ等学校感染症に罹患した等の理由により受検できなかった者を対象に特例による検査を実施することとした。

令和5年度入学者選抜の実施状況と、都内公立中学校長及び都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 追検査・追々検査・特例による検査の実施状況

(ウ) 追検査実施状況

① 全日制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜	令和5年度選抜
実施校数	4	13	90	40
募集人員	4	13	125	49
受検人員	4	13	139	50
合格人員	4	13	116	46

② 定時制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜	令和5年度選抜
実施校数	0	2	10	8
募集人員	0	2	19	11
受検人員	0	1	19	11
合格人員	0	1	12	6

(イ) 追々検査実施状況

① 全日制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜	令和5年度選抜
実施校数	—	0	1	0
募集人員	—	0	1	0
受検人員	—	0	1	0
合格人員	—	0	1	0

② 定時制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜	令和5年度選抜
実施校数	—	0	0	0
募集人員	—	0	0	0
受検人員	—	0	0	0
合格人員	—	0	0	0

(ロ) 特例による検査実施状況

① 全日制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜※	令和5年度選抜
実施校数	—	—	9	0
募集人員	—	—	12	0
受検人員	—	—	6	0
合格人員	—	—	5	0

② 定時制

	令和2年度選抜	令和3年度選抜	令和4年度選抜	令和5年度選抜
実施校数	—	—	—	—
募集人員	—	—	—	—
受検人員	—	—	—	—
合格人員	—	—	—	—

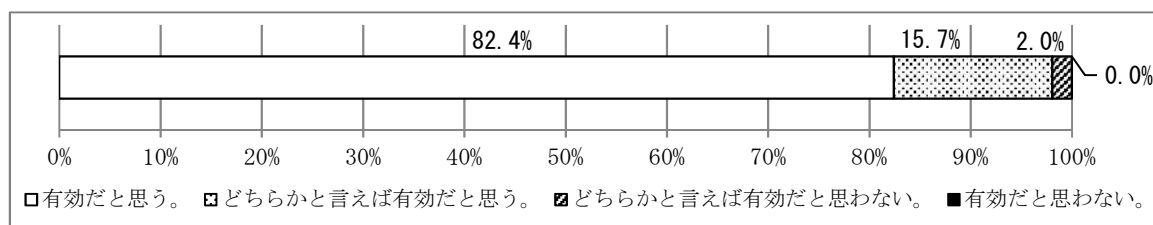
※ 令和4年度選抜における「特例による検査」の内訳

	文化・スポーツ等 特別推薦	国際バカロレア コース	海外帰国生徒対象	在京外国人生徒 対象
実施校数	7	1	1	1
募集人員	8	1	1	2
受検人員	3	1	0	2
合格人員	2	1	0	2

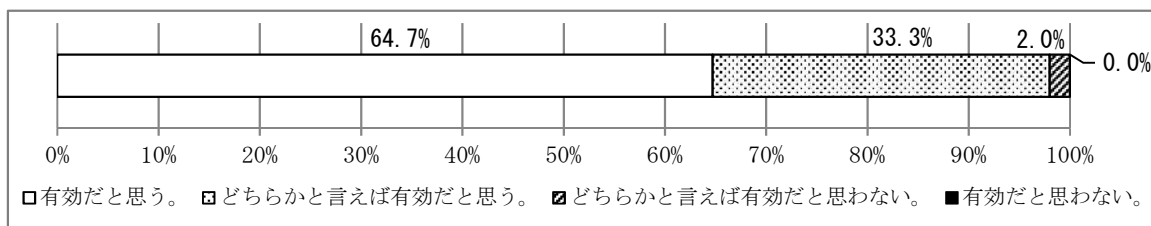
引揚生徒対象の選抜は、申請がなかったため実施していない。

イ 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

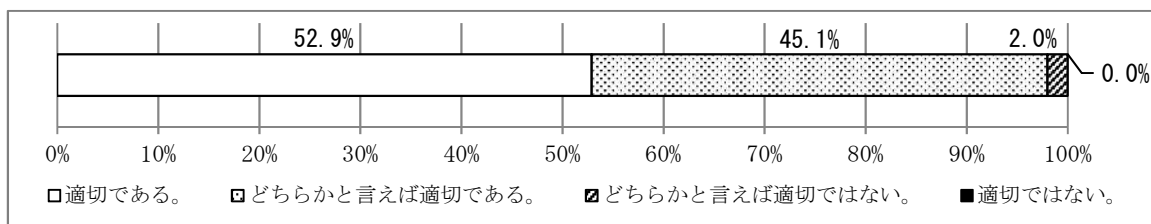
(ア) 追検査の実施について、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。



- (イ) 令和3年度入学者選抜から設けた追々検査の実施について、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。



- (ロ) 「特例による検査」の制度を設けたことは適切であったか。

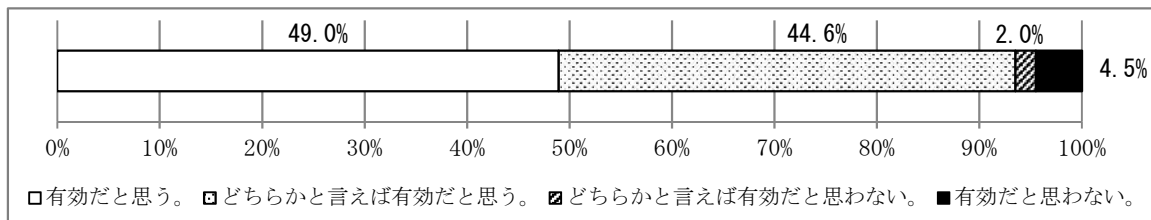


- (ハ) 中学校長からの主な意見

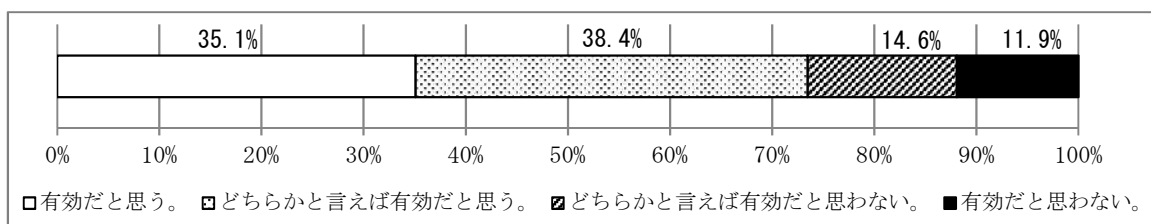
○ 今後の実施方法に照らして、追々検査そのものの存続をどうするのか、追検査の内容周知とともに早期に検討を進める必要がある。

ウ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

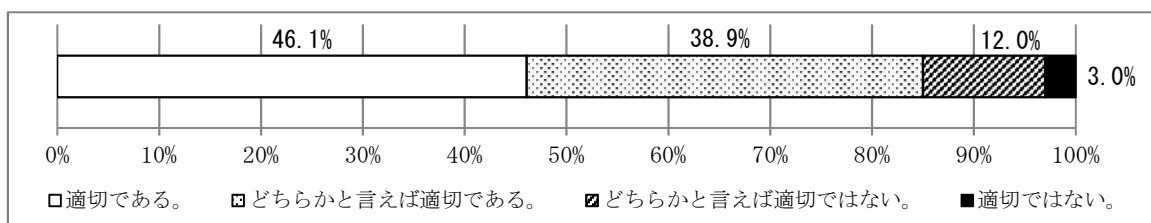
- (イ) 追検査の実施について、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。



- (ロ) 令和3年度入学者選抜から設けた追々検査について、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。



- (ロ) 「特例による検査」の制度を設けたことは適切であったか。



(4) 高等学校長からの主な意見

- 実施についての負担は大きいですが、受検機会の複数化の観点から考えると追検査は必要である。
- 追々検査については、学校で少数のために何度も検査を行うよりも、大会場で実施した方が機能的だと思われる。

審議の過程で、中学校からは「追検査は、受検機会の確保という観点から継続することが妥当である。感染症対策が学校生活に十分根付いていると考えるので、追々検査や特例による検査は必要ない。」という意見や「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更になったことに伴い、インフルエンザ等の学校感染症と同様の対応でよい。」という意見があった。保護者代表からは「新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、追々検査を実施する根拠がなくなったと感じている。実施状況から見ても、実施しないことが妥当である。」という意見があった。

また、高等学校からは「令和5年度選抜において実施の実績がないということであれば、追々検査や特例による検査を行う必要ない。」という意見があった。

(5) 今後の取組の方向性

推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜については、可能な限り令和2年度選抜以前の形で実施する。ただし、今後も感染状況を注視し、感染が再拡大した場合は、必要な感染対策を講じることも考えられる。

推薦に基づく選抜について、集団討論はコロナ禍により中止せざるを得なかったが、個人面接や小論文・作文の内容を工夫することで適切な選抜ができた。このことから、各学校で集団討論の効果と必要性を十分に検討し、必要であると判断した学校では集団討論を実施することとする。また、実施する検査や学校の実態に応じて2日間で実施することを可能とする。換気等の基本的な感染症対策は引き続き講じる。

文化・スポーツ等特別推薦の実技検査においては、接触を伴う検査の実施を可能とする。提出書類に関しては、コロナ禍において学校生活を送った受検者の実情に鑑み、出願の基準に大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない対応を継続する。

学力検査に基づく選抜については、休憩時間を20分に戻す、検査教室の定員を40人に戻す、2日目の検査日を設定することを可とするなど、令和2年度入学者選抜以前の実施方法を踏まえて選抜を実施する。換気等の基本的な感染症対策は引き続き講じるべきである。

文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜において、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第19条により、中学校長が出席停止の措置を行った者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者への対応として令和4年度及び令和5年度に実施した「特例による検査」は、令和6年度入学者選抜においては実施しない方向で進める。

追検査又は分割後期募集において、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第19条により、中学校長が出席停止の措置を行った者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者への対応として令和3年度入学者選抜から実施してきた「追々検査」は、令和6年度入学者選抜においては実施しない方向で進める。

第一次募集の検査日当日に新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第19条により、中学校長が出席停止の措置を行った者を対象とした「追検査」については、継続して実施する。

2 合否判定業務の改善に向けた取組

令和4年度入学者選抜で発覚した都立高校の入学者選抜における追加合格の事案を受け、「東京都立高等学校入学者選抜における合否判定業務の改善に向けた取組について」を公表した。取組の概要は、①教職員研修の強化による入学者選抜業務の確実な習得、②採点から合否判定まで、入学者選抜に関わる一連の業務をソフトウェアで処理できるようプログラムを改修し、人為的な誤りを防止、③点検箇所を明示したチェックリストの活用により、各学校で行う「選考委員会」における審査業務の実効性を確保の3点である。令和5年度入学者選抜では、10月に校長、副校長それぞれを対象とした研修を、12月に入学者選抜関係教職員を対象とした研修を実施した。また、教職員による選考結果の確認のために「都立高校入試採点システム」を大幅に改修し、ソフトウェアから出力された選考結果と教職員による選考結果とを照合することとした。さらに、各学校の「選考委員会」で用いる次第や選考資料の様式を全校で統一化し、審査業務の実効性を確保するとともに、選考資料を他校同士で交換し、選考上の誤りがないか相互点検を実施した。

本委員会では、教職員研修の強化、採点から合否判定までの一連の業務を統一的にソフトウェアで処理できるようなプログラム改修、点検箇所を明示したチェックリストや冊子「点検業務の進め方」の活用、選考資料の相互点検といった取組は有効であったかについて審議した。

(1) 令和5年度入学者選抜での取組

ア 教職員研修の強化

㊦ 管理職対象の研修

内 容 令和5年度都立高等学校入学者選抜を誤りなく実施するため、合否判定の方法等に関する理解を深める。

日 時 ・校長対象研修

令和4年10月24日（月）午前9時30分から午前11時まで
午後2時30分から午後4時まで

・副校長対象研修

令和4年10月31日（月）午前9時30分から午前11時まで
午後2時30分から午後4時まで

㊧ 入学者選抜関係教職員の研修

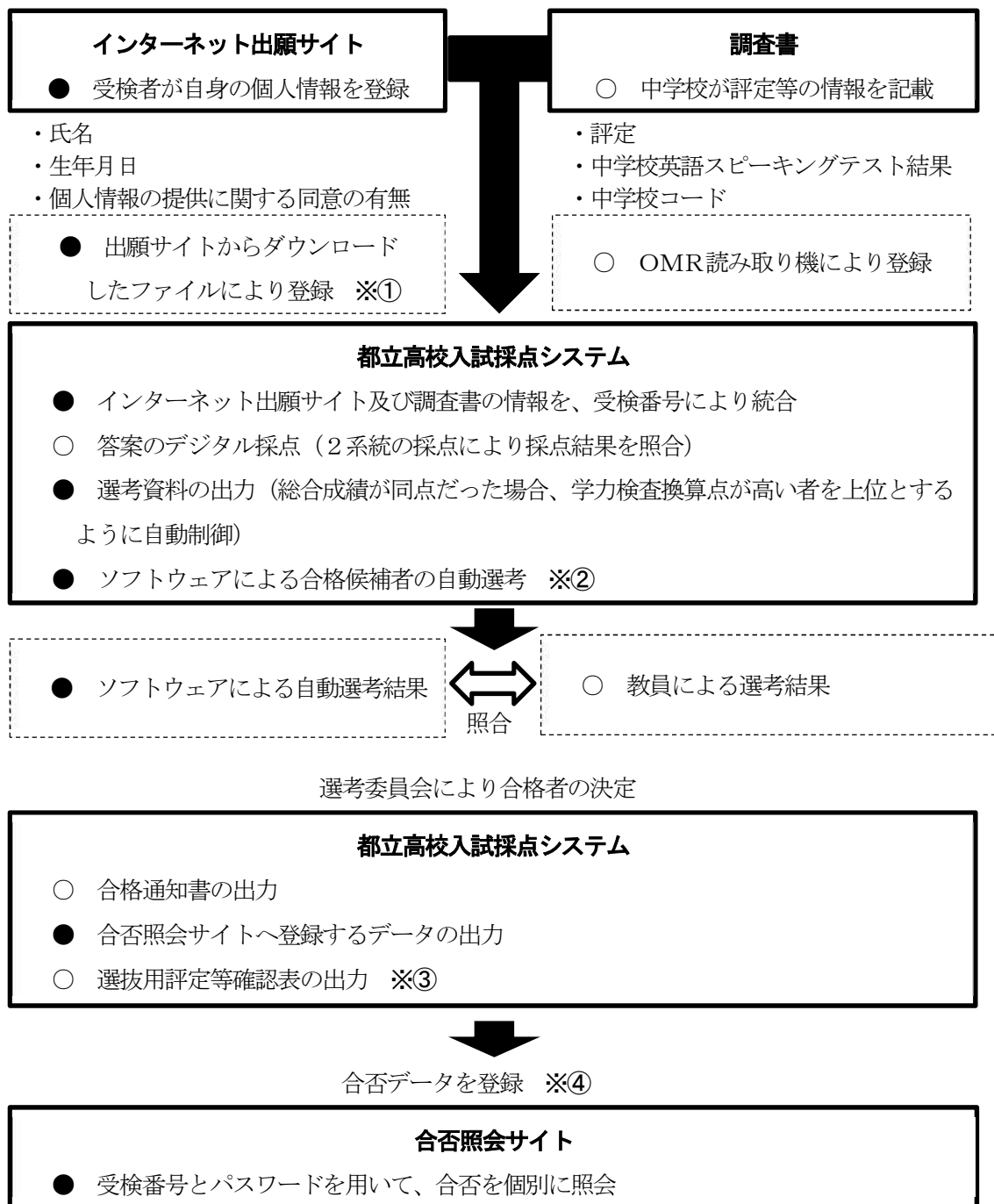
内 容 令和5年度入学者選抜を誤りなく実施するため、改修した入試採点システムの機能についての理解を深める。

日 時 令和4年12月15日（木）又は令和4年12月16日（金）のいずれかの指定した時間（60分間）

イ 入学者選抜に関わる一連の業務をソフトウェアで処理できるようなプログラムへの改修

○・・・従来の入学者選抜でも実施していた内容

●・・・令和5年度入学者選抜においてソフトウェアを改修し、可能となった内容



【改修のポイント】

- ※① 従来は教員の手作業により受検者の氏名等を入力していたが、出願サイトのデータを直接登録することを可能とし、氏名等の誤りを防止した。
- ※② 従来は教員による選考結果を登録するだけであったが、募集人員等の情報を登録することで自動選考を可能とした。さらに、教員による選考の結果を別系統で照合し補完することで選考業務の誤りを防止した。
- ※③ 出願サイトから「個人情報の提供に関する同意の有無」の情報をソフトウェアに登録するよう改修したことで、選抜用評定等確認表の表示の誤りを防止した。
- ※④ 令和4年度選抜の試行では教員が合否情報を作成し登録していたが、ソフトウェアから出力されるファイルをそのまま登録するよう改修したことで合否情報データの誤りを防止した。

ウ 「選考委員会」における審査業務の実効性の確保

合格者を決定する「選考委員会」の進行方法及び資料の様式を全ての都立高校で統一し、審査の実効性を確保するために、次の取組を行った。

(ア) 点検箇所を明示したチェックリストの活用

都立高校入試採点システムにおいて、「次第（兼チェックリスト）」が出力されるように改修し、選抜要領の読み合せや合格候補者数の決定に至るまでの計算の確認ができるようにした。

(イ) 選考資料の様式の統一化

これまで各校で作成していた、選考委員会で使用する資料の様式を統一し、どの学校でも同じ様式を用いるようにしたことで、教職員の異動や選考資料の相互点検に対応できるようにした。

エ その他

(ア) 「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方」の配布及び活用

全ての都立高校が共通して確認する事項を示した冊子「点検業務の進め方」を配布した。「都立高校入試採点システム」に登録したデータを印刷し、原本となる資料と点検・照合するという形を基本とした。「都立高校入試採点システム」を使用しない場合においても、冊子「点検業務の進め方」の内容を準用して点検作業を行うこととした。

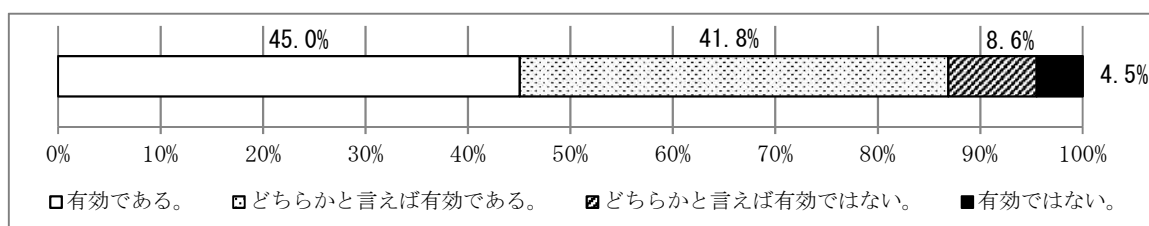
(イ) 選考資料の相互点検の実施

従来実施していた答案の相互点検と併せて、選考資料の相互点検を実施した。相手校の選考に誤りがないかを点検することで、合否の誤りの発生を防止した。

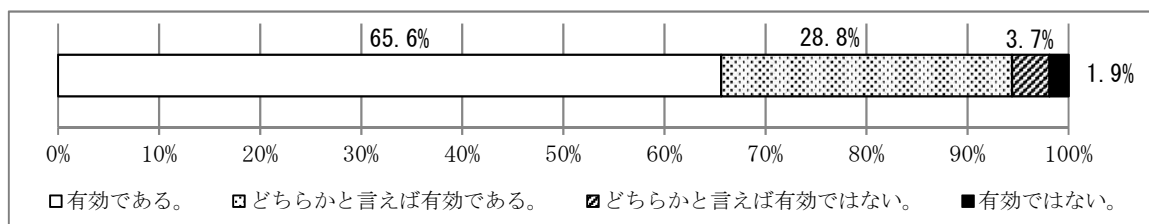
(2) 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

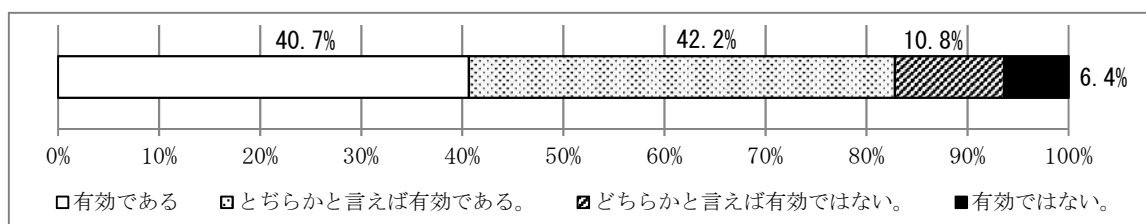
ア 10月から12月にかけて、実施した校長対象の研修、副校長対象の研修、実務担当者対象の研修は、入学者選抜への理解を深め、確実な選考業務を行うことに有効だったか。



イ ソフトウェアを大幅に改修し、合否判定の全てのプロセスをソフトウェアで対応できるようにしたことは、選考業務を行うことに有効だったか。



ウ 答案の相互点検と併せて実施した選考資料の相互点検は、選考業務における誤りを発見するために有効だったか。



エ 高等学校長からの主な意見

- 研修は、所属教員の入学者選抜への意識を高めるためには有効であった。
- 校長対象の研修では、選考委員会の在り方等の説明はあったが、ソフトウェアの操作方法等の実務的な説明もあるとよかった。
- ソフトウェアの改修により、合否判定のプロセスで誤りをなくすことができた。
- 今年度選考作業の手順が厳密化し、初めて選考資料の相互点検に取り組んだが、他校の実践例を見ることができ大変勉強になった。

審議の過程で、中学校からは「合否判定の誤りに対して適切に対応している。また、昨年度からインターネットを活用した出願になったこともあり、選抜業務の精度は向上していると感じる。」という意見があった。高等学校からは「研修を通じて、管理職は選抜の流れをイメージしなければならない。昨年度はソフトウェアの修正と研修が同時進行であったため分かりづらい部分はあったが、昨年度の改善は、誤り防止のために非常に有効である。」という意見があった。

また、外部有識者からは「合否判定の誤りはあってはならないことだが、過去にも誤りが起こっている。改善に関する取組のうち、確認すべきチェックリストの出力は良い取組だと思うが、これをどのように活用して誤りをなくしていくかが重要だと考える。毎年研修を実施することで全ての教員の意識を高め、誤りをなくしていくことを求めたい。」という意見があった。

さらに区市教育委員会からは「制度は様々に改善されていることがよく分かる。高等学校長アンケート調査結果において「昨年度の改善が有効でない。」と回答した意見をよく分析して、対応することを求める。」という意見があった。

(3) 今後の取組の方向性

合否判定業務の改善に向けた取組については一定の効果があったことから、昨年度と同様に、管理職や入学者選抜関係教職員に対する研修を引き続き実施する。研修の時期や内容を精査したり、ソフトウェアから出力される資料を改善したりするなどして、より効果的な取組となるよう進めていくべきである。

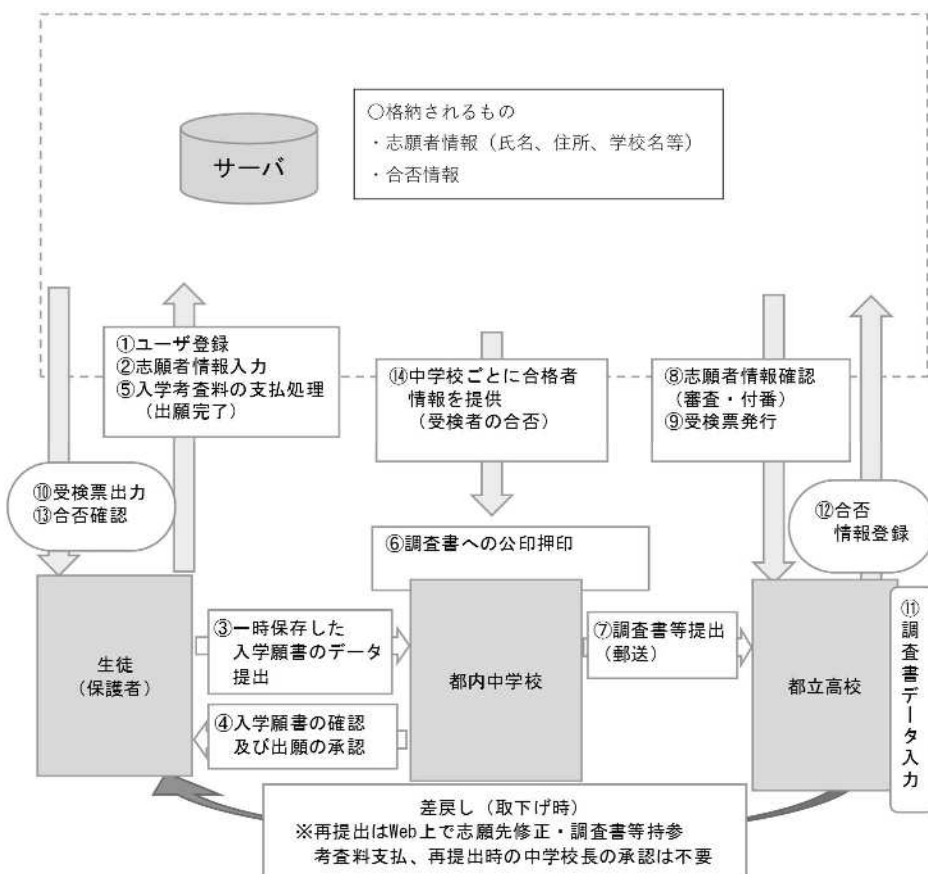
3 インターネットを活用した出願

志願者の利便性向上、「3密」を回避した志願者の安全確保、受付事務の負担解消を目的として、令和3年度入学者選抜では立川高等学校1校、令和4年度入学者選抜では20校の都立高等学校で、それぞれインターネットを活用した出願を実施した。令和5年度入学者選抜では、全ての都立高等学校において、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集でインターネットを活用した出願を実施した。

また、合格発表についてもインターネットを活用して個別に照会できるようにした。

本委員会では、インターネットを活用した出願の改善点及び他の選抜への拡大の可能性について審議した。

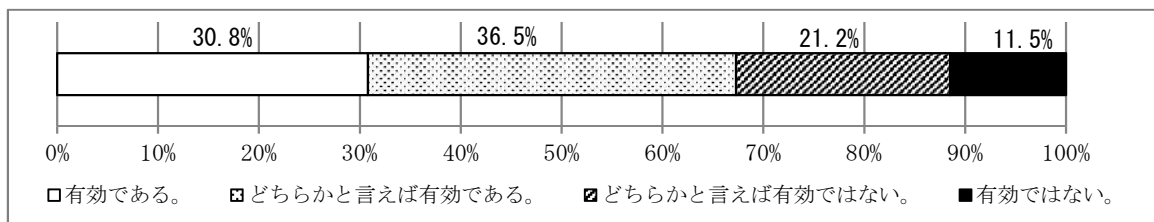
(1) 令和5年度入学者選抜において実施したインターネットを活用した出願のイメージ図



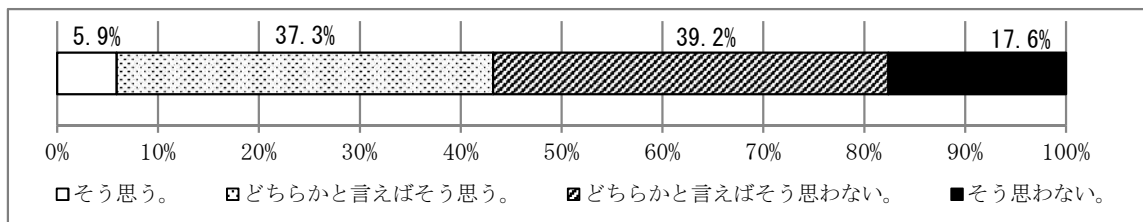
(2) 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

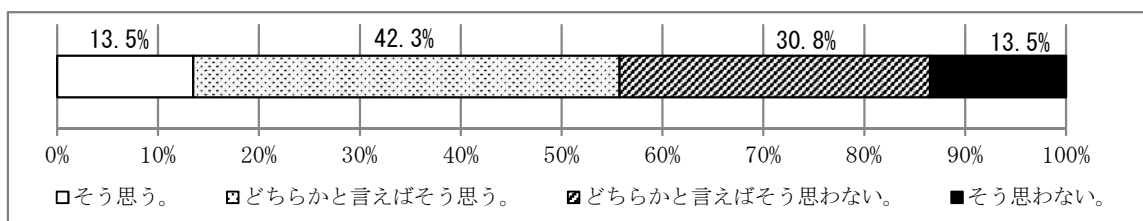
ア 出願事務にかかる事務の負担を解消する上で、インターネットを活用した出願は有効か。



イ インターネットを活用した出願について、受検者及び保護者に分かりやすい制度だったか。



ウ インターネットを活用した出願について、中学校での承認作業は適切に実施できたか。



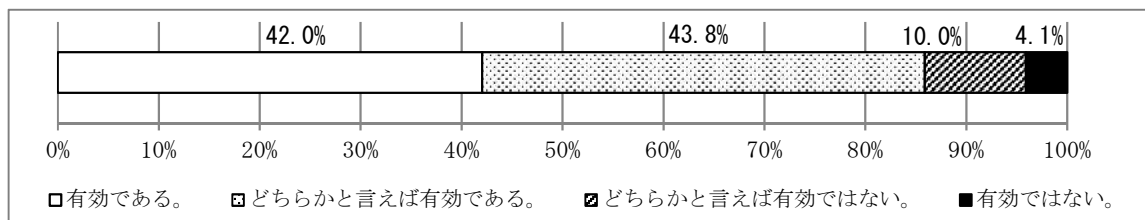
エ 中学校長からの主な意見

- インターネットを活用することで実現したペーパーレス、印鑑レス化は、入学者選抜の他の部分でも可能な範囲でさらに推進するべきである。
- インターネットを活用した出願の具体的な流れについてはフローチャートなどで図示するとともに、申請の進捗状況を視覚化することで今どこまで進んでいるのか、生徒や保護者に分かりやすく示せるようなシステムにしてほしい。
- これまでの紙ベースでの出願の際、受検者や保護者の記入に誤りがあった場合には、中学校から記入の仕方について指導をしてきた。しかしながら、今回のシステムでは中学校が受検者や保護者の入力の内容を確認することができないため、提出期限の間際まで、家庭に対して複数回にわたり入力の仕方に不備がないか確認することを周知する必要がある。
- 中学校用の管理サイトにおいて、高校ごとにしか出願内容の詳細を見られなかったため、出願状況等の確認に非常に手間がかかった。次年度に向けて全体の一覧が見られるよう改善し、承認作業がしやすい画面表示にするなど、効率的になるような改善を望む。

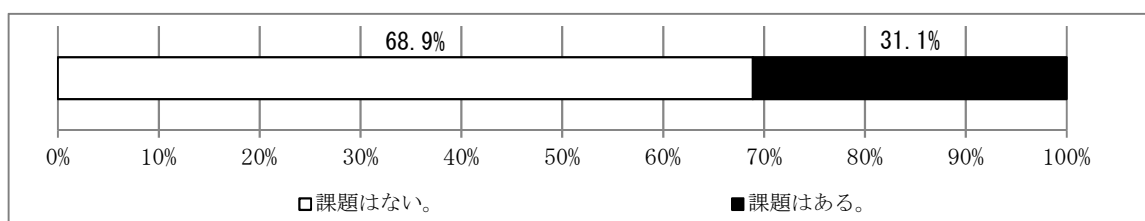
(3) 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

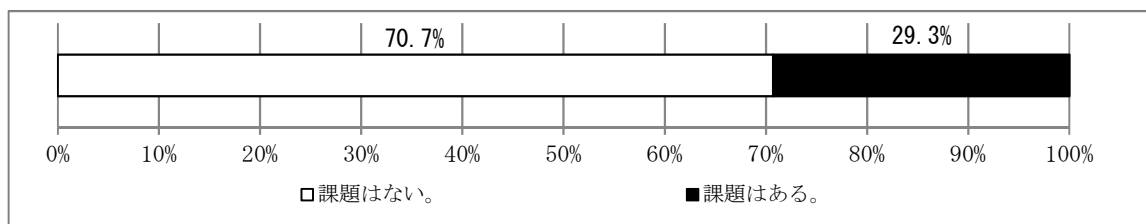
ア 受付事務にかかる負担を解消する上で、インターネットを活用した出願は有効か。



イ 入試採点システムとの接続に関して、課題はあったか。



ウ ウェブサイト上での個別の合否発表に関して、課題はあったか。



エ 高等学校長からの主な意見

- 受付業務が分散できたこと、郵券が不要になったこと、手書きより見やすく誤りが少ないことが有効であった。
- 高校側の管理サイトにおいて「中学校長が承認した」、「中学校長が承認していない」、「入学検査料のクレジット決済が終了した」、「決済が終了していない」等、志願者の状況がはっきりと分かるように表示してほしい。
- 他の選抜にもインターネットを活用した出願を拡充してほしい。
- 入学願書を一括で印刷できる機能を追加してほしい。

審議の過程で、中学校からは「インターネットを活用した出願自体は、好意的に捉えている中学校が多かった。今回の調査で出された改善に向けた意見を可能な限り反映してほしい。」という意見があり、高等学校からは「不登校経験がある生徒や、家庭に課題を抱えた生徒の出願に関して心配していたが、ほぼ問題なく出願できていた。入力の方などについて、中学校で十分指導してくれており、ありがたい。」という意見があった。

保護者代表からは、「保護者がインターネットに慣れていない家庭もある。出願の進捗がどの段階であるか、保護者にも分かるようにしてほしい。」という意見があり、区市教育委員会からは、「中学校では、入力等についての指導に時間をかけている。出願までの流れが分かるような入力フォームを作ってもらえると学校で指導する際に役立つ。」という意見があった。

今後の対応に向けては、中学校から「実施要綱・同細目に掲載されていないことが後から通知され、対応に苦慮したことがあった。あらかじめ実施要綱・同細目に掲載されていれば対応できる。」という意見があった。高等学校からは「海外帰国生徒対象の選抜については、インターネットを活用した出願にした方が志願者の利便性向上につながる。」、「在京外国人生徒対象の選抜については、志願者の応募資格について審査をしなければならない。対応できない言語の生徒が出願し、対応が必要になったとき、インターネットを活用した出願の方法を適切に説明することは難しい。そのため、インターネットを活用した出願ではなく、従来どおりの出願方法がよい。」という意見があった。

(4) 今後の取組の方向性

インターネットを活用した出願については、全校で導入したものの、中学校側で志願者の進捗が確認できないことや、高校側で入学願書の印刷に手間がかかることなど、利便性には課題がある。今後も制度は継続し、拡充する方向で進める。また、高校、中学校及び保護者に対しては、インターネットを活用した出願の方法について引き続き周知が必要である。

中学校による手続

調査書を作成

「諸活動の記録」の「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果」の欄に、AからFまでの記号又はH、N、Wのいずれかの記号を記入



「調査書」及び「スコアレポート」又は「措置申請承認書」を他の書類と共に都立高校へ提出
指定の封筒を用いて、簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法で郵送する。

「都立高校提出用」のスコアレポートを送付する。

なお、生徒用のスコアレポートは今後の英語学習に役立てるよう本人が保管することとなっている。

※ 調査書とスコアレポートの氏名が異なる場合、同一人物であることを中学校長が証明する書類（様式任意）を同封する。



都立高校による手続

「調査書」及び「スコアレポート」又は「措置申請承認書」を他の書類と共に受領



スピーキングテスト結果の点検

- 調査書に記入されたスピーキングテスト結果と、スコアレポートに記載された内容を照合する。
- スピーキングテスト不受験者については、東京都教育委員会と連携し、スピーキングテストを受験していないことを確認する。



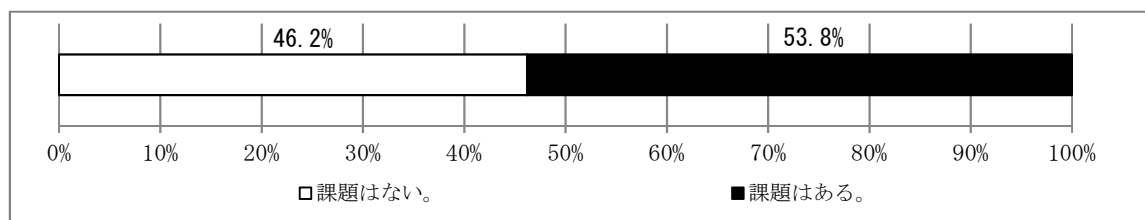
スピーキングテスト結果を点数化し、選抜に活用

「都立高校入試採点システム」内でスピーキングテスト結果を点数化し、学力検査得点等と併せて総合成績を算出する。

(2) 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 入学願書の内容は志願者が出願サイト上で入力し、調査書等の書類は高校へ郵送するという手続きについて、課題はあったか。



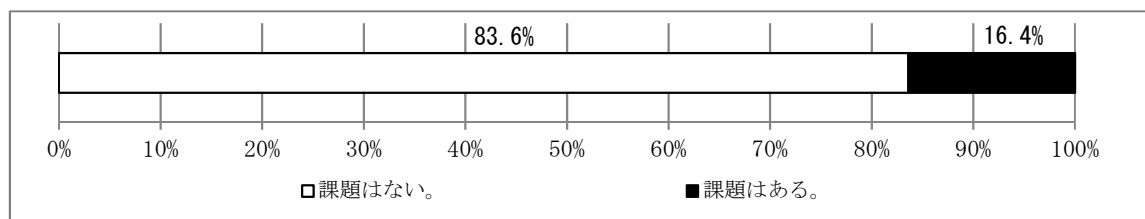
イ 中学校長からの主な意見

- スピーキングテストのスコアレポートについて、中学校から高等学校へ提出する書類が原本なのかコピーなのか事前に連絡がなかった。このことについての通知が発出されるのが遅かったため、通知よりも先にコピーを送付した中学校があった。

(3) 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア スピーキングテスト結果のスコアレポートの收受について、事務手続上の課題はあったか。



イ 高等学校長からの主な意見

- 提出されたスコアレポートの氏名の漢字表記が調査書に記載された漢字表記と違うことについて、同一人物である証明書の提出を求めるなどの対応が煩雑であった。同一人物である証明書の提出についての通知、連絡が遅く、また、実施要綱・同細目に具体的な対応方法の記載がなかった。
- スコアレポートの取扱いについての周知が不十分であった。推薦に基づく選抜でスコアレポートが送られてきたり、都立高校提出用と生徒用の2枚ともが送られてきたりという事例があった。
- スピーキングテスト結果を活用しない高校におけるスコアレポートの扱いや中学校からの收受方法などが不明瞭だった。

審議の過程で、高等学校からは「スピーキングテスト結果の照会期間が短かった。今年度初めてではあったが、手順についてできる限り校内で共有した。全体として、点検の期間は短く、大きな課題は無かった。」という意見があった。

中学校からは「スコアレポートの氏名と入学願書の氏名が異なる受検者がいた。原因は、スピーキングテストを申し込む時期が7月であり、その時点ではスピーキングテストで用いる氏名と入学願書に書く氏名を一致させるという認識がなかったためである。」という意見や、「スピーキングテストで使用した氏名が入学願書と異なる場合や、スコアレポート結果の記号についての問合せが多くあり大変であった。調査書の作成からスコアレポートの送付までの分かりやすいフローが必要で、氏名の照合がしやすくなる仕組みや中学校側が対応しやすくする仕組みが必要である。例えば、中学校から高校へ提出する「志願者一覧」の備考欄にスピーキングテストで使用した氏名と入学願書の氏名が異なっている等の情報が記入できる仕組みがあると問合せも減るのではないかと考える。」という意見があった。

(4) 今後の取組の方向性

スコアレポートの送付手続等について、都立高校提出用のスコアレポートの原本を高校へ送付することなどを実施要綱・同細目に明記し、スコアレポートの送付に係る事務手続を円滑にすることが望まれる。

また、スコアレポートの氏名と入学願書、調査書の氏名が異なる場合への対応について、令和5年度選抜では任意様式で同一人物であることを証明する書類を提出していたが、より効率的に証明ができる方法を検討し、事務手続を簡略化するべきである。

措置申請書の提出について、障害等の理由によりスピーキングテストを受験できない場合と、当日の体調不良等の理由によりスピーキングテストを受験できなかった場合とで措置申請書の種類や提出先が異な

ることを東京都教育委員会のホームページや募集案内等で志願者及び中学校等に対して分かりやすく周知する。

5 文化・スポーツ等特別推薦

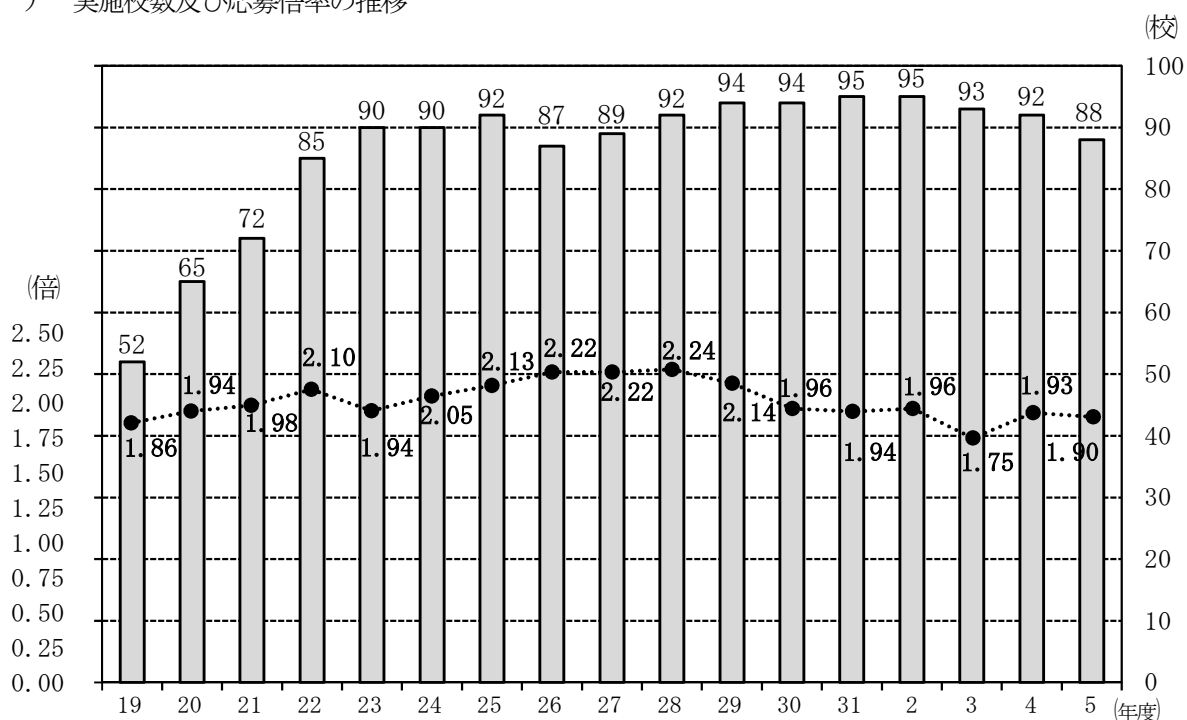
平成16年度入学者選抜から、文化・スポーツ等に卓越した能力をもつ生徒の個性を一層伸長させ、併せて各高等学校の個性化・特色化を推進することを目的として、文化・スポーツ等特別推薦（以下「特別推薦」という。）を導入した。

令和5年度入学者選抜においては、推薦に基づく選抜実施校163校のうち88校で実施し、実施種目数は36種目であった。募集人員891人に対し、1,697人が応募した。応募倍率は、1.90倍であり、昨年度より0.03ポイント下降した。

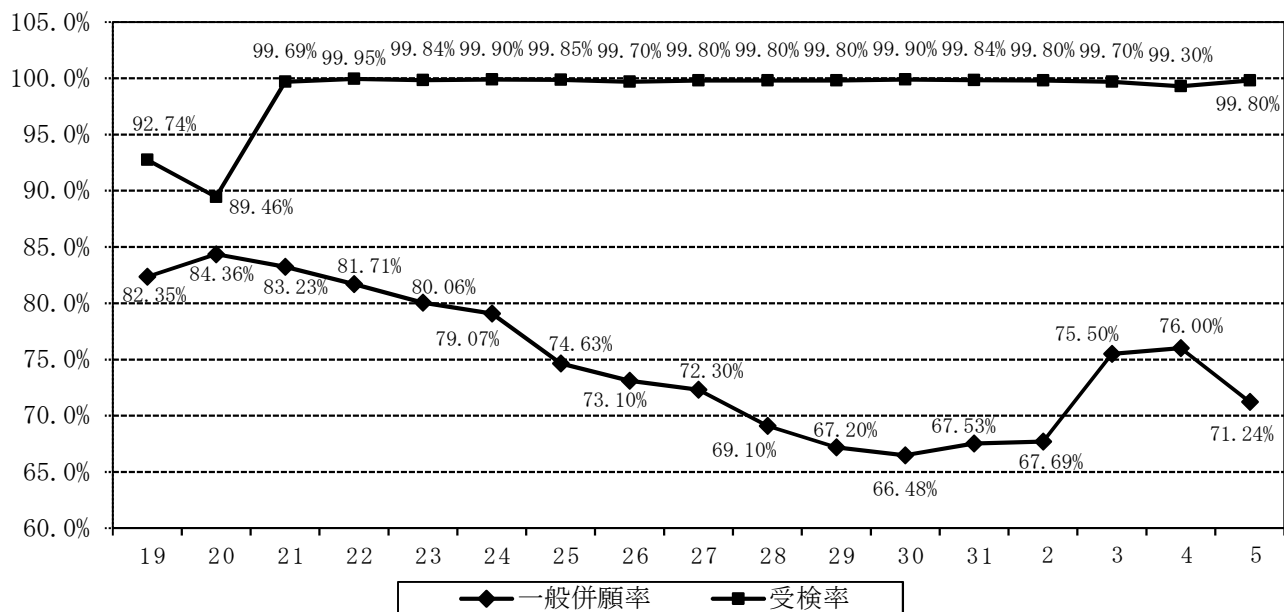
本委員会では、文化・スポーツ等特別推薦の実施上の課題、種目や募集人員の設定を行う上での課題及び教員の属人的な指導に依存しない継続した指導体制の構築について審議した。

(1) 特別推薦における実施状況等

ア 実施校数及び応募倍率の推移



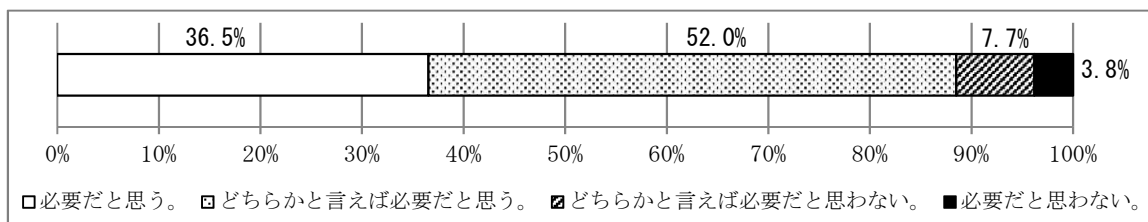
イ 一般併願率及び受検率の推移



② 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 特別推薦は、卓越した能力をもつ受検者の力を評価し選抜する制度として必要か。



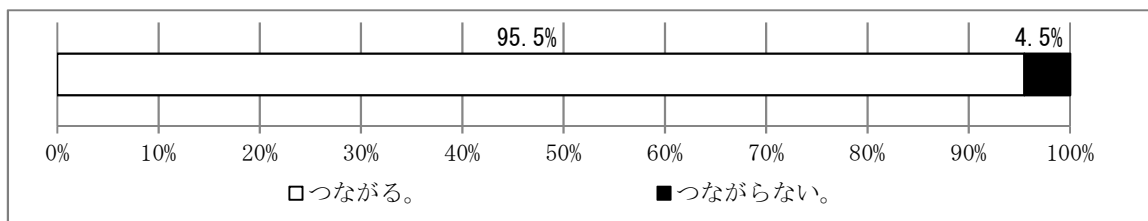
イ 中学校長からの主な意見

- 自分の得意なこと、伸ばしたいことを生かし受検できる制度として必要である。
- 進学後も続けたいスポーツや特技が高校の特色と合致すればよい。しかし、けがなどでスポーツを続けられない場合の方向転換について、保護者からの問い合わせに十分答えられない現状もある。

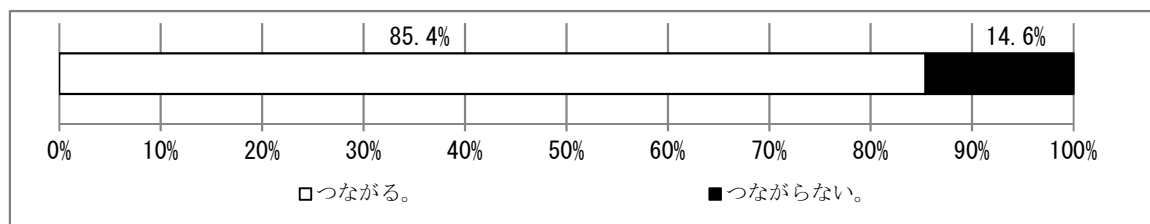
③ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：88課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

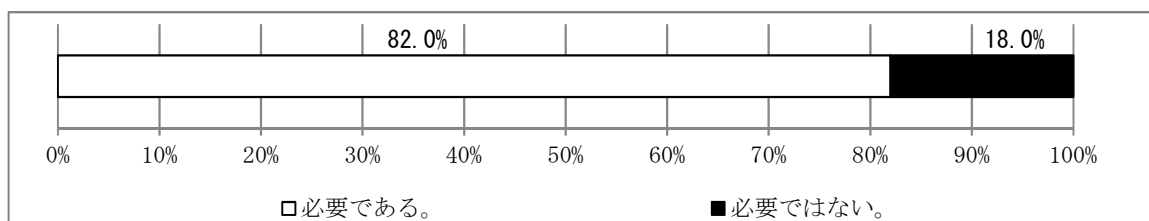
ア 特別推薦は、学校の個性化・特色化につながるか。



イ 特別推薦は、学校の教育活動の活性化につながるか。



ウ 特別推薦は、卓越した能力等をもつ生徒を選抜する制度として必要か。



エ 高等学校長からの主な意見

- 毎年、特別推薦合格者は当該部活動において中心的な役割を果たすのはもちろん、学級でも行事でも中心となり、各学年、学校全体をリードしている。
- 他の選抜で入学した生徒より学力が低い生徒がいるため、個別指導などの対応を取らなければならない場合がある。
- 本校では、顧問や外部指導員を活用した指導体制が確立されているが、定期的に教員の異動があることから、それを考慮した安定した指導体制の継続が課題である。

審議の過程で、中学校からは「目的意識の高い生徒がこの制度を利用している。文化・スポーツ等だけでなく、学業も頑張ることのできる生徒が積極的に志望している。」という意見があった。

高等学校からは「文化・スポーツ等特別推薦が、学校の特色化に寄与しているのは間違いないが、本校の求める学力の水準に達しない生徒が入学してくるという実態もある。」という意見や、「学校経営計画に基づいて、継続的に当該部活動の指導ができるよう校内体制を整えている。部活動を発展させることが、学校の特色に寄与すると考えており、部活動の指導を継続できるよう学校経営支援センターにも協力を仰ぎながら、指導者の配置を工夫して体制を整えている。」という意見があった。

また、保護者代表からは「文化・スポーツ等特別推薦は、子供たちの能力を認めてくれるありがたい制度だと感じている。懸念点としては、何らかの事情で部活動を継続できなくなったケースである。担任も含めて様々なフォローをしてもらえたら安心である。」という意見があった。区市教育委員会からは、「子供たちが夢を追いかけながら進路選択をしている。目的をもって進路選択をすることが大事である。継続的な指導体制が整うとよい。」という意見があった。

(4) 今後の取組の方向性

文化・スポーツ等特別推薦は各高校の特色化のために効果的であり、目的意識の高い志願者を選抜できる制度であることから、継続して実施する。

文化・スポーツ等特別推薦で入学した生徒は部活以外にも意欲的に取り組み、学校の活性化をけん引している。一方で、他の選抜での合格者と比べて学力差が生じているということが課題として報告されている。この点については、必要に応じて検査内容や調査書の扱いなどを各高校が見直し、自校の実態に合っ

た選抜となるよう改善していく。また、文化・スポーツ等特別推薦を活用して合格した生徒が、けが等により部活動の継続を断念した場合のケアや、当該制度を実施する部活動の継続的な指導体制の構築についての課題などに対しては、東京都教育委員会の関係部署と連携を図り、校長を中心に学校全体の問題として取り組んでいくよう周知していく。

6 分割募集

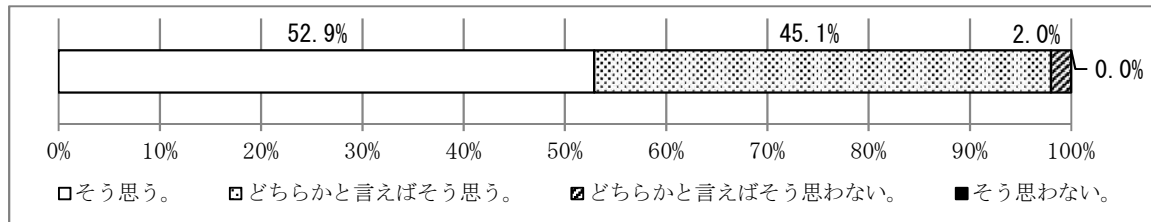
分割募集は、学力検査に基づく選抜の募集人員をあらかじめ分割し、分割前期募集と分割後期募集の2回に分けて選抜を実施する選抜方法である。受検者に複数の受検機会を確保し、異なる方法や尺度による入学者選抜を推進するため、平成10年度入学者選抜から導入した。令和5年度入学者選抜においては、全日制高等学校21校（分割後期募集の募集人員は381人）、定時制単位制高等学校5校（分割後期募集の募集人員は222人）、合計26校（分割後期募集の募集人員は603人）で実施した。

本委員会では、分割募集は受検機会の複数化に一定程度寄与しているが、分割募集校における募集人員は分割前期募集が大半を占めているという状況において、受検機会の複数化や異なる尺度による入学者選抜を推進するという趣旨に沿った選抜となっているかについて審議した。

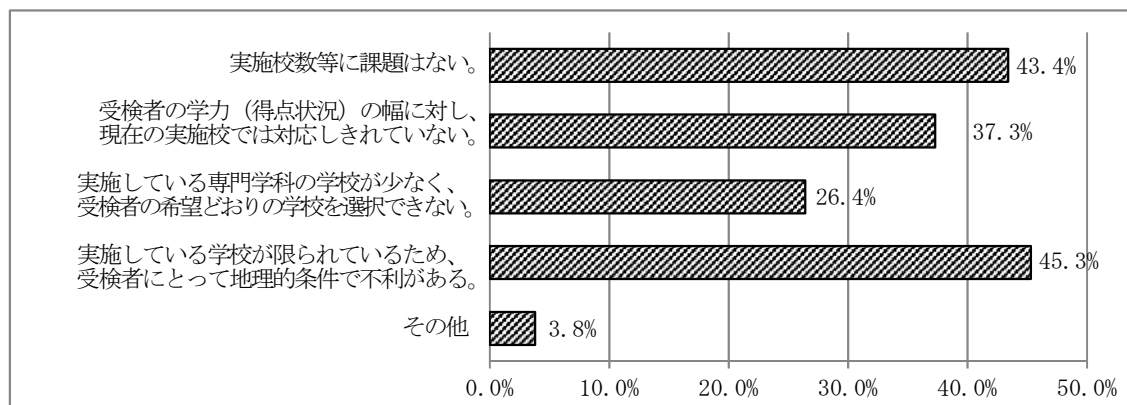
(1) 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 募集人員をあらかじめ前期・後期に分割して検査を行う分割募集は、受検機会の複数化という観点から都立高校入試において必要な制度だと考えるか。



イ 受検機会の複数回確保の観点から、分割募集を実施する学校数や校種等について課題があるか。



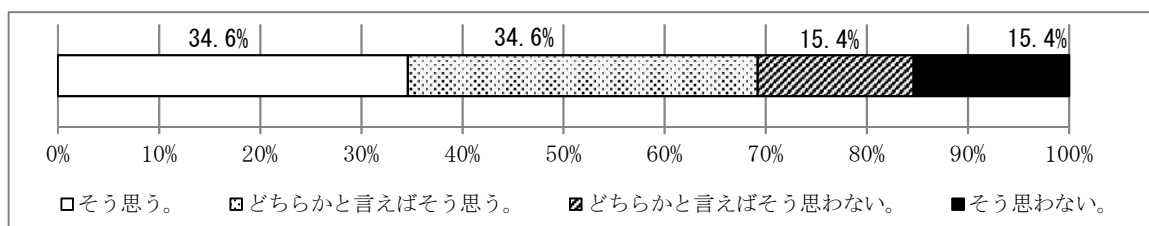
ウ 中学校長からの主な意見

- 都立高校のみ志望する生徒には選択機会が増えるのでよい。
- 分割募集を実施する高校が第一志望校であった場合、推薦に基づく選抜で不合格、分割前期募集で不合格となった際に分割後期募集を諦めるケースを何度も見てきた。同じ学校を3回続けて不合格となることは受検者にとって、心理的負担が大きい。
- 第二次募集の募集人員が一定数ある現在、第二次募集の受検者数を確保する必要があり、分割後期募集の役割は以前に比べて低下している。

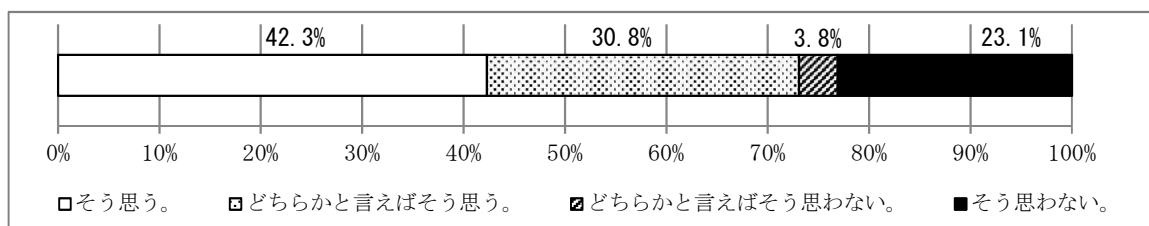
(2) 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：26課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

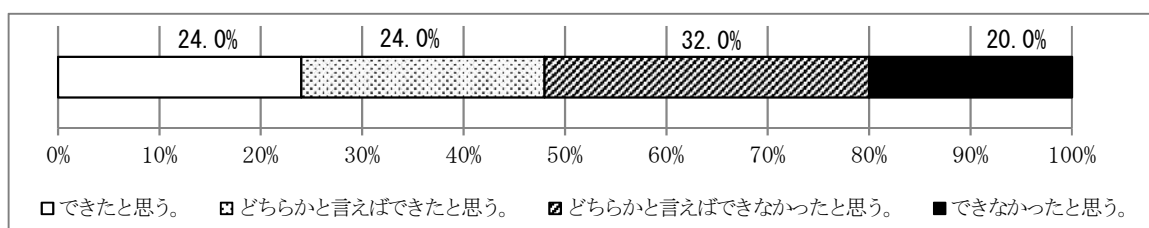
ア 現在の募集人員の割合で学校の状況にあった入学者選抜を実施することができたか。



イ 募集人員をあらかじめ前期・後期に分割して検査を行う分割募集は、受検機会の複数化に寄与しているか。



ウ 異なる尺度により選抜を行う分割募集を実施することで、自校の期待する生徒を選抜することができたか。



エ 高等学校長からの主な意見

- 本校は全日制課程の受検を不合格となった受検者の出願が多いと思われるため、受検の機会を確保する役割を担っていると考える。そうであれば、分割後期募集の人数比を増やした方がよいのかもしれない。
- 受検機会の複数化に寄与できている。しかし様々な制度の変化や選択肢も増え、その状況下で従来どおりの方法では課題があり、募集対策も難しい。
- 第二次募集をしている学校も多数あり、分割募集を実施する意味が従来とは異なっている。また、分割募集をしている学校は、分割後期募集の募集人数も少ないため、一概に効果のある入学制度とは言い難い。

審議の過程で、中学校からは「現実には第一次募集で不合格になる生徒がいるため、その生徒が分割後期募集を受けられるというのは意義がある。心のよりどころとなる分割後期募集を制度として生かしてほしい。」という意見があった。

高等学校からは、「分割後期募集ではどうしても都立高校に入学したいという生徒が応募するため、分割前期募集の受検者よりも学力が高い傾向にある。この学力差への対応のためにも、本校では特進クラスを設置している。分割後期募集で入学した、学力の高い生徒を主軸として特進クラスを組み、体制を整えている。」という意見があった。

また、保護者代表からは、「受検機会が増えることはよいことである。一方で、分割前期募集の倍率が出て多くの生徒が不合格となった上で分割後期募集においては1倍を下回る状況は不条理だと感じる。その高校に行きたい、といって推薦に基づく選抜、分割前期募集と受検して不合格であったら、分割後期募集を受けようとは思えないのではないか。」という意見があった。区市教育委員会からは、「子供の選択肢があるという意味ではよい制度である。実施していく上で課題となっているところを随時改善してほしい。」という意見があった。

③ 今後の取組の方向性

分割募集の制度は受検機会の複数化には一定程度寄与しているものの、分割募集校における募集人員は分割前期募集が大半を占めており、受検機会の複数化や異なる尺度で選抜を行うといった目的を十分に達成しているか、入学後の生徒の状況を調査するなどして、引き続き検証が必要である。

令和6年度選抜においては令和5年度選抜と同様に分割募集を実施するが、中長期的な視点をもって、抜本的な改善の可能性がないか検討を進める。例えば検査内容や調査書点の扱いを見直すこと、第一志望でない生徒が入学した場合の指導体制を整えること、分割募集の制度の良さをどのように周知するかを整理することなどを含め、検討する必要がある。

7 日本国籍を有し、日本語指導が必要な受検者に対する辞書持込みの措置

学習意欲がありながら日本語に十分習熟していない外国籍の者の進路実現を図るため、学力検査に基づく選抜の学力検査問題及び在京外国人生徒対象の入学者選抜で、使用する問題にひらがなのルビを振る措置を平成20年度入学者選抜から導入した。

平成28年度入学者選抜から、第一次募集・分割前期募集における学力検査が原則として5教科となることで、日本語に十分習熟していない外国籍の者については、全日制課程の高等学校への進学が困難になることが想定された。そのため、都立高等学校において、日本人と切磋琢磨し、積極的に学ぼうとする外国籍の者に対して何らかの特別措置を実施することが望まれたことから、辞書の持込みを一部認めるとともに、検査時間及び検査会場について適切な措置を講じることとした。

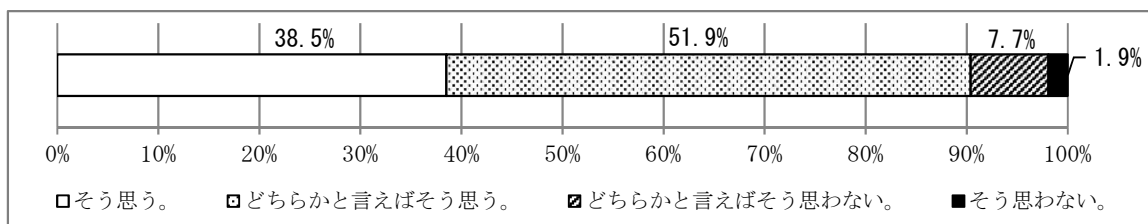
令和5年度入学者選抜では、日本国籍を有する者であっても日本語指導が必要な者がいるという現状があることから、日本国籍を有する日本語指導が必要な受検者に対して、同様の措置を講じることができるとした。

本委員会では、国籍を問わず、日本語指導が必要な受検者に対する辞書持込み及び時間延長の措置を講ずることは適切であったかについて審議した。

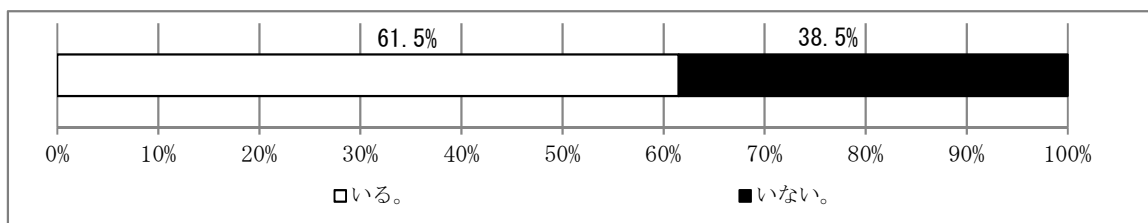
(1) 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：５３校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

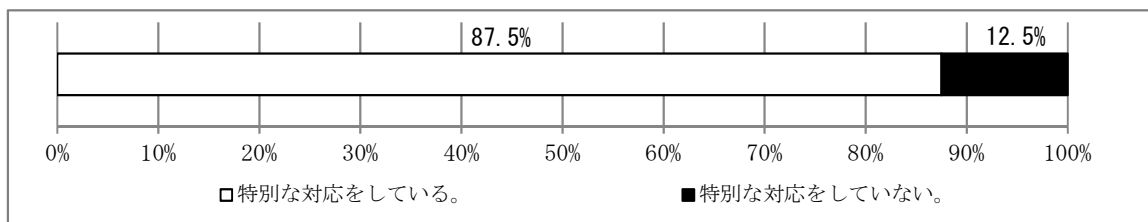
ア 「辞書の持込み」及び「辞書の持込みに伴う時間延長」の措置について措置の対象を拡大したことは、学習意欲がありながら日本語の習熟が十分でない生徒の進路実現を図る上で、効果があったか。



イ 自校には日本語に十分習熟していない生徒がいるか。



ウ 当該生徒に対して、授業や定期テスト等において特別な対応をしているか。



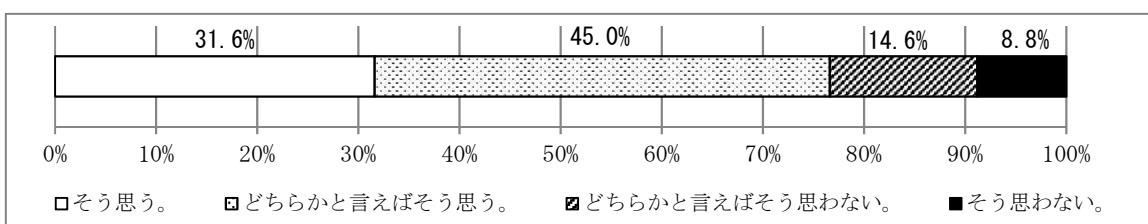
エ 中学校長からの主な意見

- 日本国籍でも、海外生活が長いと日本語が分からない生徒はいるため、「外国籍を有し」という限定がなくなったことはよかった。
- 自校において、日本語指導が必要な生徒に対しては、ルビ振り、用紙の拡大、テスト時間の延長を行っている。
- 現在、中学校生活においては、辞書ではなく一人１台端末の「翻訳ソフト」を使用しているケースがほとんどである。本ソフトを使用することに関して学力検査の公正性を考えると難しい面ばかりだと思うが、PCの活用も視野に入れるべきだと感じる。

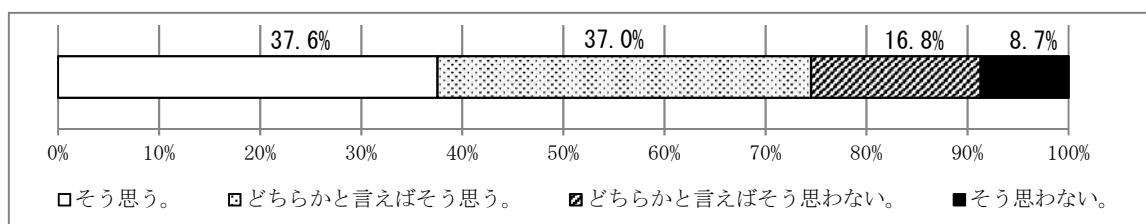
(2) 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：２２０課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 「辞書の持込み」及び「辞書の持込みに伴う時間延長」の措置について、措置を希望する生徒にとって、効果はあると考えるか。



イ 新たに「時間延長のみ」の措置を講じた場合、通常と異なる時程で学力検査を実施するための検査会場を確保することは可能か。



ウ 高等学校長からの主な意見

- 辞書を利用するためには時間が必要となるため、時間延長は有効である。
- 日本語の意味が分からずとも、調べることで理解できるなら思考力は高いと思われる。日本語が理解できないために設問内容が分からなくなることが少なくとも軽減できている。
- 漢字が苦手な受検者には対応できたが、日本語そのものが苦手な生徒にとって、辞書や時間延長だけでは厳しい。

審議の過程で、高等学校からは「辞書は常に引いているわけではないが、活用している様子は見られた。一定の効果があると考え。国籍を問わずに実施したということは成果であり、継続して実施するとよい。」という意見や、「現在の配慮は万全とは言えないが、合理的配慮として継続すべきである。辞書持込みやルビ振り以外の配慮をどうするかは課題であるが、デジタル化等の議論をする時期に来ているかもしれない。」という意見があった。中学校からは「社会のグローバル化により、ますます辞書の持込みを希望する受検者が増加する。日本語で問題文を理解することは難しいため、辞書持込みは受検者の安心感につながることから必要である。」という意見があった。

また、保護者代表からは「合理的配慮として、外国籍の生徒に対する対応は必要である。しかし、辞書ではなく、デジタル化に対応したものを考えなければいけないのではないかと感じる。」という意見があった。

③ 今後の取組の方向性

辞書を持ち込むことができることは受検者の安心につながるということも踏まえ、今後も同様の規定で辞書持込み及び時間延長を認める方向で実施する。中学校での日本語指導の実態を鑑み、デジタル媒体を活用した措置の可能性を検討したり、制度を適切に運用するために実施要綱・同細目の表現を検討したりする余地はある。今回の意見を踏まえて、適切な制度設計の検討を求める。

8 入学願書及び調査書等の様式

調査書の様式に関して、文部科学省から発出された、令和3年10月1日付「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」により、入学者選抜に活用する調査書の記載内容及び「出席停止・忌引き等の日数」の記載について特段の配慮の要請があった。

入学願書については、令和5年度入学者選抜から、受検者に心理的な負担をかけないように、入学願書の性別の欄を削除した。また、自己PRカード（平成15年度選抜から実施）（平成19年度取扱改定）、志願申告

本委員会では、令和5年度入学者選抜における出願書類の様式及び記入方法が適切であったかについて審議した。

令和5年度入学者選抜において、受検者に心理的な負担をかけないよう、性別の欄を削除した。

- 令和４年度入学者選抜の様式 ○ 令和５年度入学者選抜の様式

(様式4)

令和4年度 東京都立高等学校入学願書

〔金一次・分割前期
第一次入試通過者〕

東京都立 高等学校長 殿

貴校への入学を志願します。

写真 貼付 欄	氏名 姓 名 	生 年 月 日 年 月 日 歳	現 住 所 (出願時の住所)	入 学 学 校 学 校 名	学 校 種 別 学 校 名	卒業 年 月 年 月 卒業見込、卒業	保 護 者 (出願時の住所)	学 校 種 別 (学 校 名)	学 校 種 別 (学 校 名)
---------------	--	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

志願書は、高等学校、東京都立高等学校の学頭に「東京都立、現在、都立高等学校、東京都立高等学校等専門学校に合格しています。」
 なお、事実上以下に記載のとおり入学したと認められる場合は、入学を学校及び、東京都から認めらる。

保護者氏名

(自 署)

志願者本人の捺印

上記の記号は貴校に必要となる資格であることを確認しました。

年 月 日

立

中学校長

(電話)

志願者本人の捺印

印を
貼
付
し
た
こ
と

(様式4)

令和5年度 東京都立高等学校入學願書

〔金一次・分前期
定一次共通選考〕

東京都立 _____ 高等学校長 殿

貴校への入学を志願します。

志望校 第1希望	実業学校	高校	専攻科への上級課程で希望以上の学習をする場合に、卒業の順延が必要となることを示す欄です。	専攻科 希望 科目	全一次・ 分前期期 定一次 金一・定一 を色で○	
	コース 科(分野)	第2希望 第3希望	第2希望 第3希望	第1希望		
	部	第4希望 第5希望	第4希望 第5希望	第1希望		
	高校	専攻科への上級課程で希望以上の学習をする場合に、卒業の順延が必要となることを示す欄です。	専攻科 希望 科目	第2希望 第3希望		
志 願 者	氏名	姓	名	フリガナ	写真貼る場所 縦向きに貼る	
	生年月日	年	月	日		歳
保 護 者	現住所	〒	市町村	区町丁目	写 真 真正上半身横撮り (4cm×3cm) ・令和4年12月1日 以降に撮影したもの のみが有効となります。 でも可	
	出身地(出生時の住所)	〒	市町村	区町丁目		
	入学まで(満年齢)が 1年以上経過しているか	□	はい	□		いいえ
	進学先(希望)	立	中学校			
保護 者	卒業年月	年	月	卒業見込・卒業	(留置)	
	現住所	〒	市町村	区町丁目		
	出身地(出生時の住所)	〒	市町村	区町丁目		

お願ひは、高等学校、高等専門学校に於いて下さいません。また、現在、高等学校や専、都立産業技術高等学校(専門科)に在籍していません。
なお、事業に関する記録によって入学生とならねられた場合は、入学を取り消される場合があります。

年 月 日

保護者氏名 _____ 通称者との関係 _____
(日 署)

上記の記は貴校に必要な登録があることを確認しました。

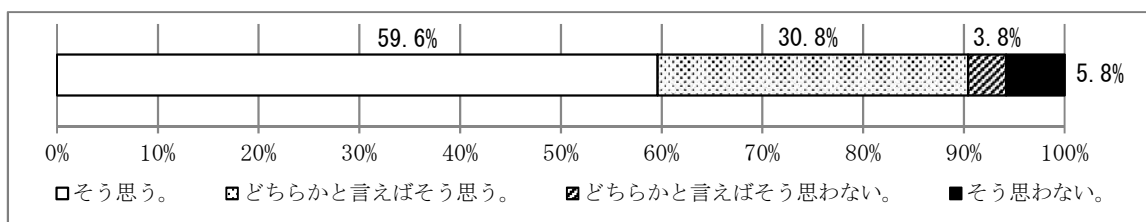
年 月 日

立 _____ 中学校長 _____
(電話) _____ 印信

☐ は性別に関する記載事項

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- (ア) 入学願書の性別欄を廃止したことは適切か。



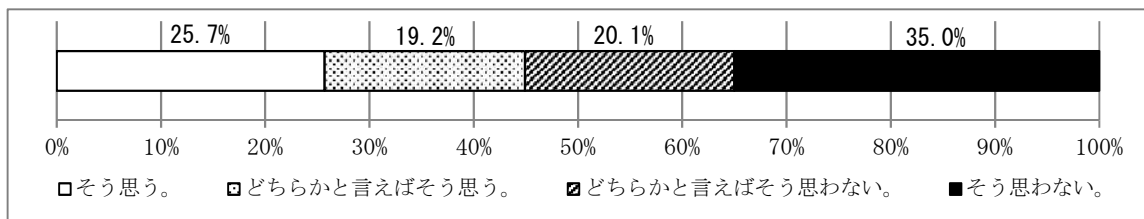
(イ) 中学校長からの主な意見

- 性別欄の削除について、中学校側には問題はないが、高校側での負担はないか。
- 受検者性別を高校側がどのように確認するのか、中学校側も知っておきたい。

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

㊦ 入学願書の性別欄を廃止したことは適切か。



㊦ 高等学校長からの主な意見

- 男女別定員制による募集を今後行わないのであれば適切である。
- 性別は選考に関係がないため、なくても問題ない。
- 着替えやトイレ等、利用する施設を区別する必要があることから、あらかじめ性別を知っておいた方がありがたい。
- 性別欄を削除した意図は理解しているが、実務上は性別欄があった方がよい。

審議の過程で、外部有識者からは「性別欄の削除は現在の社会情勢をみると当然である。」という意見があった。中学校からは「配慮が必要な生徒が増えている現状があり、入学願書ではなく調査書で性別を確認するのは適切である。」という意見があった。

また、高等学校からは「性別については、中学校から送られてくる志願者一覧で照合できるため、課題はなかった。分割後期募集・第二次募集以降の選抜では志願者一覧がなくなるので、性別を名前や写真で判断せざるを得ない場合があった。」という意見や「入学願書の性別欄がなくなったことは良い。ただし出願受付事務の処理上、調査書で性別を判断し、受検番号を採番する必要があるため、調査書が届くのを待つことになった。」という意見があった。

ウ 今後の取組の方向性

志願者の性別は高校で調査書等により判断でき、受検者本人が入学願書において記入をする必要はないため、今後も引き続き入学願書における性別の欄を削除した様式を使用していく。

(2) 調査書における出欠の記録の欄の記載

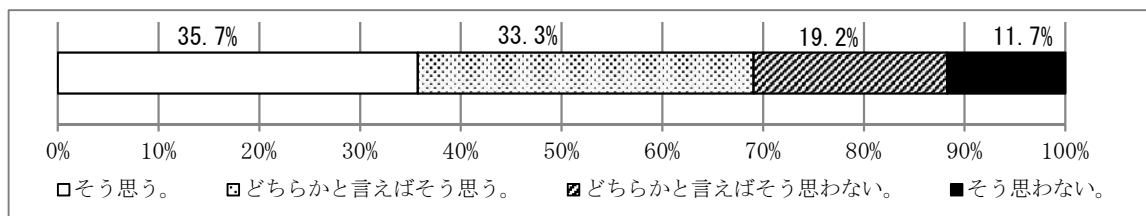
令和4年度入学者選抜では、調査書における出欠の記録の欄に「出席しなければならない日数」及び「欠席日数」を記載することとしていたが、出欠の記録は選考に必要なことから、令和5年度入学者選抜では調査書の様式から出欠の記録の欄を削除した。

[illegible]

☐ は出欠の記録に関する記載事項

[illegible]

(ア) 調査書において、選考に必要なでない出欠に関する欄を削除したことは適切か。



(イ) 高等学校長からの主な意見

- 不登校生徒にとって、安心感を与えることにつながると思う。
- 面接で、出欠の状況を見て受検者に先入観を抱くようなことが防止できる。
- 評価・評定に斜線がある調査書の場合、出欠状況の記載があると理由書との整合性を考慮しやすい。

審議の過程で、外部有識者からは「選考に必要がないため、出欠の記録の欄の削除も妥当である。」という意見があった。高等学校からは「出欠の記録の欄の削除は、選考に影響はないので問題なかった。」という意見があった。

また、中学校からは「性別や出欠の記録の欄については、志願者の心理的負担がなくなり、配慮の必要な生徒がいる中学校ではありがたかった。」という意見があった。区市教育委員会からは「出席日数の記入をなくすことは良かった。実際に出席日数を気にする保護者は多い。また、不登校の生徒にとっては都立高校受検が一つの意欲を高める目標となる。」という意見があった。

イ 今後の取組の方向性

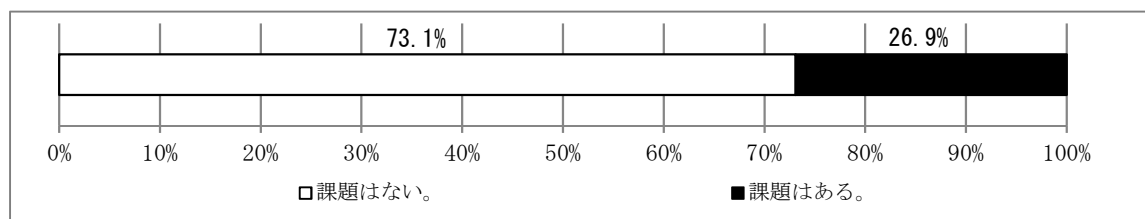
出欠の記録の欄は、選考で活用しないことから、今後も引き続き欄を削除した様式を使用する。

(3) 自己PRカード、志願申告書、自己申告書の様式

ア 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- (イ) 自己PRカード等の出願に要する書類を、今年度から電子ファイルへの入力も可としたことについて、課題はあったか。



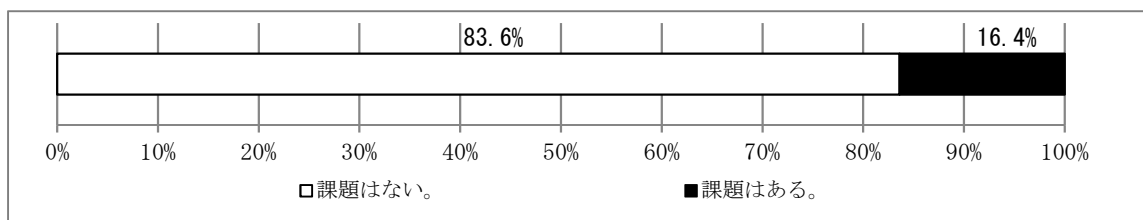
(イ) 中学校長からの主な意見

- 使用する機器によっては入力できないといった不具合や、印刷ができないといった不具合等が生じた。
- 自分で入学願書や自己PRカードを入力しない（保護者が入力していると思われる）ケースがあった。

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：２２０課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- ㊦ 自己PRカード等の出願に要する書類を、今年度から電子ファイルへの入力も可としたことについて、課題はあったか。



㊧ 高等学校長からの主な意見

- 業務負担軽減の観点では、紙のみより電子のみの方が望ましい。
- 受検者によって、字が大きすぎたり小さすぎたりしたため、文字のポイントや字数の指定があるとよかった。
- 書類の行数を変更されたり、受検番号欄が削除されてしまったり、様式を崩されて提出される場合があり、受付業務や採点業務の負担を増加させたため、様式は固定した方がよい。電子ファイルへの入力で自己PRカード等を作成する場合の留意点などを、東京都教育委員会のホームページ等で周知する必要がある。

審議の過程で、高等学校からは「自己PRカードの電子化は、一人１台端末が整備された現状を鑑み、生徒が記入方法を選択できてよいと考える。」という意見があった。

また、中学校からは「字を書くことが苦手な生徒もいるため、自己PRカードの電子化はありがたい。面接を実施しない高校では、後日、自己PRカードを提出する必要があるかどうかは疑問に思った。現在、中学校ではキャリアパスポートが充実しつつあることから、キャリアパスポートが自己PRカードに代えられる可能性が高いと考える。」という意見があった。

(4) 今後の取組の方向性

入学願書の他に、自己PRカード等の作成において電子での作成を許可したことについては、利便性向上に有効であったことから継続する。将来的には、入学者選抜に必要な書類について、可能な限り電子データでの提出も可能とする方向で進める。

9 海外帰国生徒対象の９月入学生徒の選抜における応募資格

令和５年度入学者選抜において、海外帰国生徒対象の９月入学生徒の選抜の応募資格は、年齢の要件が「平成２０年４月１日以前に出生した者」であり、令和５年４月１日から同年８月３１日までの間に、外国において学校教育における９年の課程を修了する見込の者又は修了した者である。

本委員会では、現時点で年齢の要件は満たしているが、既に外国において学校教育における１０年の課程を修了した者について、応募資格を認めないこととしていることに課題はあるかについて審議した。

(1) 応募資格の有無に関する具体的な事例

志願者の状況によって応募資格の有無が異なることを、次のように整理した。

二つの事例はいずれも年齢に関する要件は満たしているが、外国において学校教育における9年の課程を修了する時期が異なっている。志願者Aの場合は、令和5年6月に、外国において学校教育における9年の課程を修了するため、9月入試の応募資格を有する。一方、志願者Bの場合は、令和5年6月に、外国において学校教育における10年の課程を修了するため、「令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込の者又は修了した者」という要件を満たしていないこととなり、9月入試の応募資格はない。

ア 志願者Aの場合

志願者の生年月日：平成19年10月22日

志願者の状況：現地校に在籍し、令和5年6月に9年の課程を修了

年	令和5年							
月	1月	2月 4月入試	3月	4月	5月	6月	7月 9月入試	8月
応募資格の確認	令和5年度選抜の4月入試であれば、令和5年度末の年齢が15歳以上であり、3月までに9年の課程を修了する必要がある。			令和5年度選抜の9月入試であれば、令和5年度末の年齢が16歳以上であり、4月から8月までの期間で9年の課程を修了する必要がある。				
志願者の年齢	15歳	年齢要件 R5選抜○	→	→	→	→	年齢要件 R5選抜○	→
志願者の状況	→	課程要件 R5選抜×	→	→	→	9年の課程修了 帰国	課程要件 R5選抜○	→
日本での学年 (参考)	→	→	→	高等学校 第1学年	→	→	→	→

2月に実施される4月入試では、年齢の要件は満たしているが、外国において学校教育における9年の課程を修了していないため、応募資格はない。

7月に実施される9月入試では、年齢の要件及び課程の修了要件を共に満たすため、応募資格を有する。

イ 志願者Bの場合

志願者の生年月日：平成19年5月22日

志願者の状況：現地校に在籍し、令和4年6月に9年の課程を修了

年	令和5年							
月	1月	2月 4月入試	3月	4月	5月	6月	7月 9月入試	8月
応募資格の確認	令和5年度選抜の4月入試であれば、令和5年度末の年齢が15歳以上であり、3月までに9年の課程を修了する必要がある。			令和5年度選抜の9月入試であれば、令和5年度末の年齢が16歳以上であり、4月から8月までの期間で9年の課程を修了する必要がある。				
志願者の年齢	15歳	年齢要件 R5選抜○	→	→	誕生日 16歳	→	年齢要件 R5選抜○	→
志願者の状況	→	課程要件 R5選抜○	→	→	→	10年の課程修了 帰国	課程要件 R5選抜×	→
日本での学年 (参考)	→	→	→	高等学校 第1学年	→	→	→	→

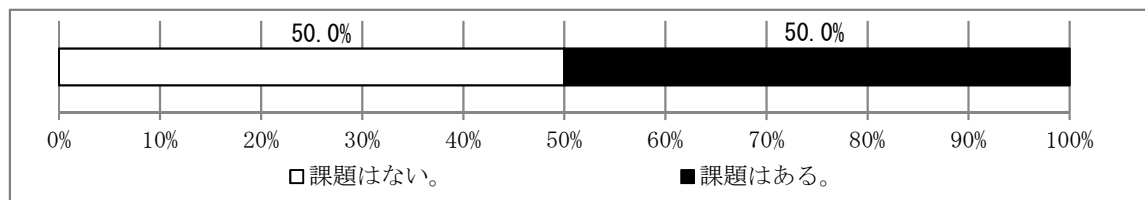
2月に実施される4月入試では、年齢の要件及び課程の修了要件を共に満たすため、応募資格を有するが、外国における教育課程の途中で帰国する必要がある。

7月に実施される9月入試では、年齢の要件は満たすが、「令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、現地校を修了する見込の者又は修了した者」という要件を満たさないため、応募資格はない。

② 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：海外帰国生徒対象の選抜実施校4校）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

ア 海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜の応募資格を、「令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、現地校を修了する見込の者又は修了した者」としていることに課題はあるか。



イ 高等学校長からの主な意見

- 2月末から3月初めの時点で帰国している者がおり、どの募集方法（転学編入学募集や4月転勤枠、9月入学）にも応募資格がない状況になっている。応募資格の要件を見直す余地があるのではないか。
- この文言だけでは判断できないケースも多々あり、その都度協議して判断している。場合によっては志願者にとって不本意なケースもあり、課題はある。

審議の過程で、高等学校からは「制度として決まっていることは理解しているが、10月に帰国する生徒もおり、今の制度では都立高校に進学できない。現在はそれほど多くはないが、今後このケースが増えようと想定され、検討する必要がある。」という意見があった。

また、保護者代表からは「実際に9月入学生徒の選抜の応募資格を満たせない時期に帰国した生徒がいて、日本の学校で学ぶ意欲のあるにもかかわらず、受検できず、現地の学校に進学した。日本で学ぶ意思があるのであれば、受検の機会を増やせるよう検討してほしい。」という意見があった。中学校からは、「自由に帰国できないケースが多いと思う。なるべく都立高校を受検できるチャンスを増やせばよい。」という意見があった。

③ 今後の取組の方向性

外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者については、必ずしも帰国の時期と、入学者選抜の時期を合わせることができないという個々の事情があることを鑑み、9月入学生徒の選抜において、外国における学校教育の10年の課程を修了した者の応募資格を認める。

10 外国において日本の高等学校普通科に相当する課程を修了した者の応募資格

実施要綱・同細目において、都立高校への応募資格の一つとして、「既に高等学校を卒業している者が、卒業した学科と同一の学科に再入学することはできない。」と定めている。

本委員会では、今後外国から来日する者が増える可能性が高まる中、外国において既に普通科に相当する課程を修了した者が都立高校を志願した場合の応募資格について審議した。

(1) 高等学校入学資格Q & A（文部科学省のウェブページより抜粋）

平成23年9月に文部科学省のウェブページ内で公表されたQ & Aには、高等学校の入学資格について次のように示されている。

Q3 一度高等学校を卒業している場合には、他の高等学校に入学することはできないのでしょうか。

A3 法令上、一度高等学校を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではありません。例えば、高等学校の普通科を卒業した者が、工業学科等の他の学科に入学することが考えられます。

また、単位制高等学校においては、校長の判断により、生徒が過去に在学した高等学校において修得した単位について、当該高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。

なお、各学校への入学が許可されるかどうかについては、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者選抜に基づいて各校長が許可することとなりますので、詳細については、各学校にお問い合わせください。

審議の過程で、区市教育委員会からは「意欲ある生徒に対応すべきである。再教育という意味合いのある「リスクリング」という考え方も浸透しつつあり、学び直しを希望する人が増えると思われる。」という意見があった。

また、中学校からは「学ぶ意欲のある人に都立高校へ出願する機会があることは賛成である。例が少ないため予測することは難しいが、仮にこのような事例が増えていった場合、中学3年生に影響が出る可能性を検討する必要がある。」という意見があり、高等学校からは「海外でどのように学んできたか、丁寧に確かめる必要がある。しかし、昨今の情勢からするとこのケースが増えてくると考えられるため、柔軟に、丁寧に対応する方法を検討する必要がある。」という意見や「公平性の視点から見て、判断することは難しいこともあるが、様々な国の状況もあるので配慮する必要がある。」という意見があった。

(2) 今後の取組の方向性

外国における教育課程は、日本の教育課程と比較して共通点や相違点を判断することが難しいことから、外国における日本の高等学校普通科に相当する学校を卒業している場合でも、成績や履修に関する書類などを可能な限り吟味し、日本における普通科との共通点や相違点を精査した上で応募資格の有無を判断するとともに、個別のケースに対して丁寧に対応する方向で整理する。

11 都内在住者で都外の中学校等に在学している者の応募資格

東京都立高等学校応募資格審査取扱要項の中に、都内在住者で都外の中学校等に在学している者の応募資格の一つとして、「保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。」という要件がある。

また、実施要綱・細目において、都内在住者で都内の中学校に在学している者のうち、保護者が父母である場合、父母の両方と同居していない場合は具申書の提出が必要であると定めている。

都内在住者で、在学している中学校が都外に所在する場合、父母の一方又は両方が志願者と同居できないときには応募資格審査が必要であるという課題が生じている。そこで、本委員会では、課題を解消するために、都内在住者で都外の中学校に在学している者の応募資格を具申書により認める旨を提案し、審議した。

(1) 志願者が保護者の一方若しくは両方と同居していない場合の応募資格の確認手順

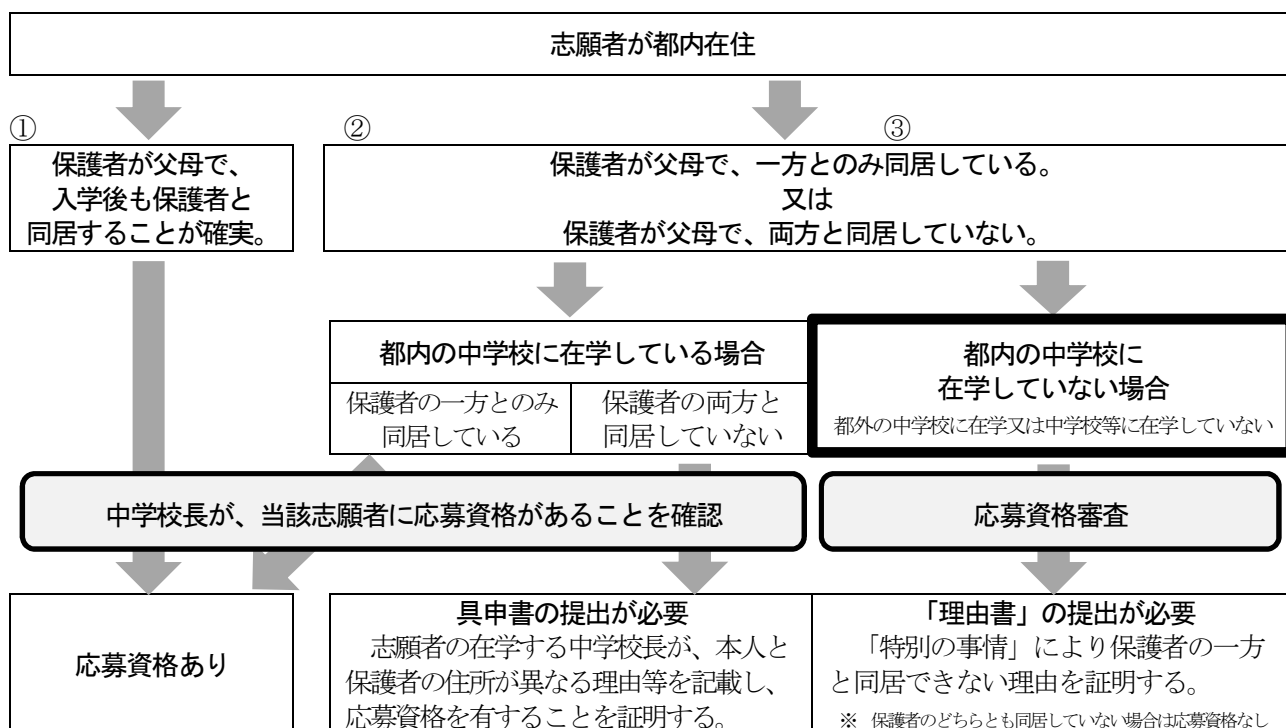
現在の規定と、変更案を比較するために、応募資格を確認する手順を以下のように図で整理した。

アの①は、志願者が都内在住で、保護者の両方が入学後も志願者と同居する場合、応募資格を有することを示している。

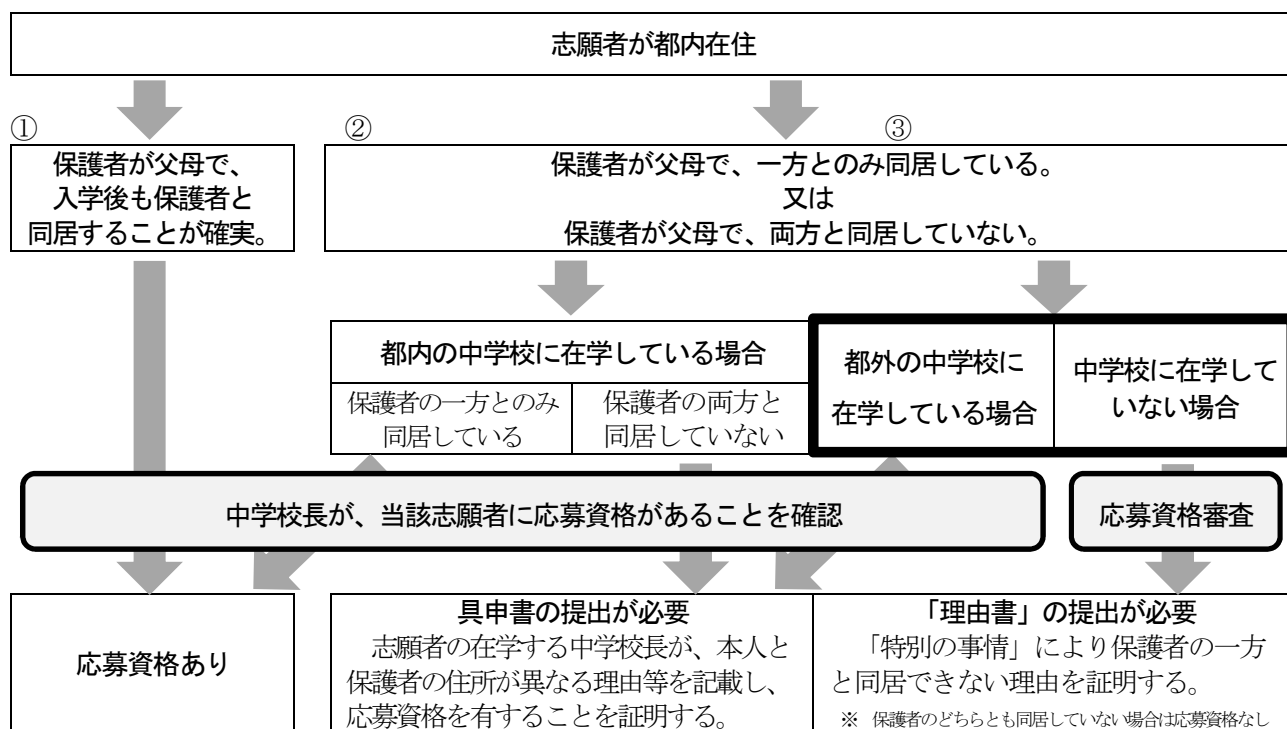
アの②は、保護者の一方又は両方と同居していない場合、都内の中学校に在学し、保護者の一方と同居すれば中学校長の確認により応募資格が認められ、保護者のどちらとも同居していなければ具申書の提出が必要であることを示している。

アの③は、保護者の一方又は両方と同居していない場合、都内の中学校に在学していなければ応募資格審査が必要となり、「特別の事情」により保護者の一方と同居できない理由を証明する必要があることを示している。

ア 現在の規定における確認手順



次に、イでは変更案を図で整理した。アの③において、都外の中学校に在学している場合と中学校に在学していない場合とに分け、都外の中学校に在学している場合は具申書の提出により応募資格を認めることを示している。



審議の過程で、高等学校からは「都内在住で都外の中学校に在学している者の応募資格を緩和することに課題はないと考える。資格確認のための事務手続きが円滑になる。」という意見があった。

また、中学校からは「都内在住で、他道府県の私立中学校に在学している者が該当すると考える。進路変更により都立高校を受検するケースは多くないだろうから、都内の中学校に在学している生徒への影響はあまりない。」という意見や、「東京都と他県の境付近にある都立高校において、都外の中学校に在学している受検者が多いという例がないのであれば事務局案で問題ない。」という意見があった。保護者代表からは「都内に在住する中学生の進路選択の幅が広がり、良いと考える。」という意見があった。

② 今後の取組の方向性

都内在住者で都外の中学校等に在学している志願者について、保護者の一方とのみ同居する場合又は保護者の両方と同居しない場合は、受検者が在学する中学校長がその事情を勘案し、やむを得ない場合は応募資格があることを確認し、その事情について具申書を作成し、高等学校長に提出することで応募資格を認める。

12 在京外国人生徒対象（特別枠）の選抜方法

在京外国人生徒対象（特別枠）の選抜は、国際高等学校（平成元年）、飛鳥高等学校（平成23年）、田柄高等学校（平成24年）、南葛飾高等学校、竹台高等学校（平成28年）、府中西高等学校（平成29年）、六郷工科高等学校（平成30年）、杉並総合高等学校（令和2年）において実施している。選抜方法は、作文及び面接とし、言語はそれぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができることとしている。また、各都立高等学校長が必要と判断した場合は、学力検査を実施することができることとしている。

本委員会では、特別枠ではあるが入学後は日本人生徒と同じ環境で学習を行うことから、学力検査を実施する必要があるか、積極的に学ぼうとする外国籍の生徒が全日制課程の高等学校に入学しようとする際に、在京外国人生徒対象の選抜の制度について十分に周知されているかについて審議した。

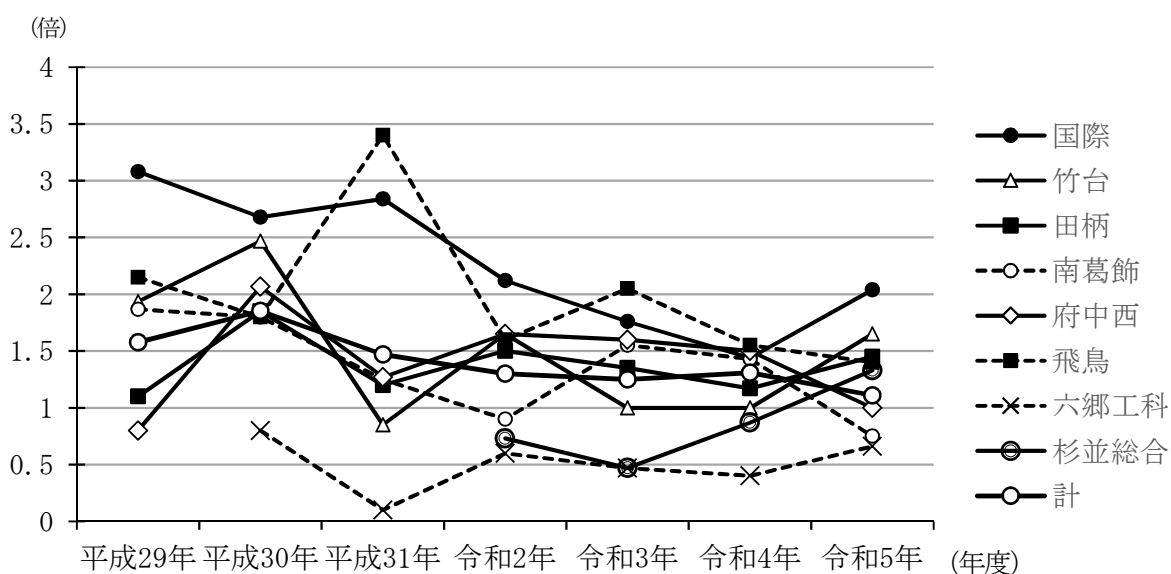
(1) 検査内容について

ア 令和5年度入学者選抜における在京外国人生徒対象・4月入学生徒の選抜における応募状況

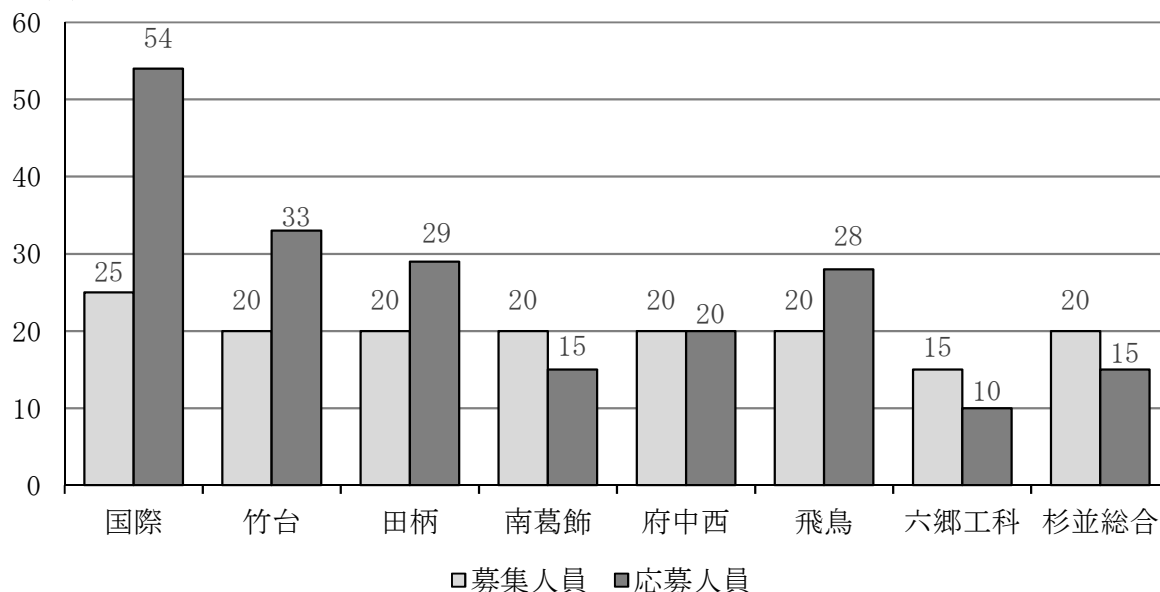
(単位：人)

学校名	科 名	募集 人員	最終応募 人員	最終応募 倍率	受検 人員	受検 倍率	合格 人員	手続 人員
竹台	普通	20	33	1.65	33	1.65	20	20
田柄	普通	20	29	1.45	29	1.45	20	20
南葛飾	普通	20	15	0.75	15	0.75	15	15
府中西	普通	20	20	1.00	20	1.00	20	20
飛鳥	普通	20	28	1.40	28	1.40	20	20
六郷工科	プロダクト工学	3	0	0.00	0	0.00	0	0
	オートモビル工学	3	4	1.33	4	1.33	3	3
	システム工学	3	3	1.00	3	1.00	3	3
	デザイン工学	3	3	1.00	3	1.00	3	3
	デュアルシステム	3	0	0.00	0	0.00	0	0
杉並総合	総合	20	15	0.75	15	0.75	15	15
国際	国際	25	54	2.16	51	2.04	25	25
合 計		160	204	1.28	201	1.28	144	144

イ 在京外国人生徒対象・4月入学生徒の選抜における応募倍率の経年変化



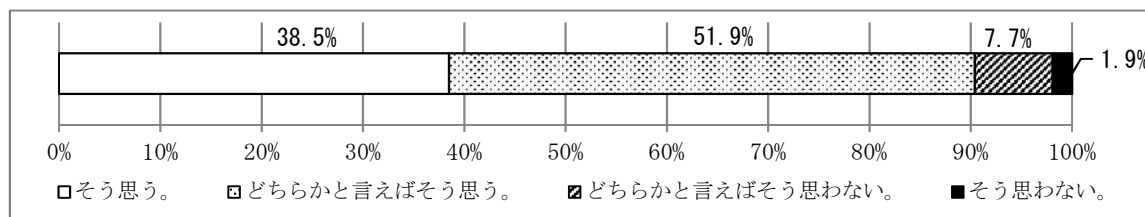
ウ 令和5年度入学者選抜在京外国人生徒対象・4月入学生徒の選抜における募集人員と応募人員の比較
(人)



エ 中学校長対象アンケート調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- (ア) 在京外国人生徒対象の選抜では、作文及び面接のほか、必要があれば校長の判断で学力検査を実施することができるとしているが、このことは生徒の適性や入学後の学習の観点から適切か。



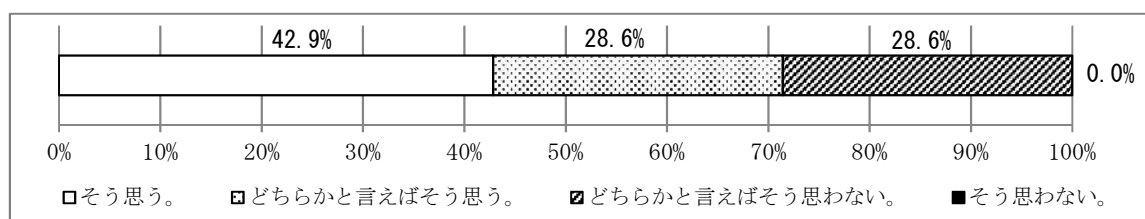
(イ) 中学校長からの主な意見

- 学力検査を実施した場合に、日本語理解の程度により差がつかない検査問題であればよい。
- 要望があるのであれば実施するとよいと思うが、現在学力検査を実施した学校がないことから、作文・面接で選抜できているのではないかと。実際に学力検査を行うのであれば、校長判断以外の目安があるとよいと感じる。

オ 高等学校長対象アンケート調査結果（調査対象：8課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- (ア) 在京外国人生徒対象の選抜では、作文及び面接のほか、必要があれば校長の判断で学力検査を実施することができるとしているが、このことは生徒の適性や入学後の学習の観点から適切か。



(4) 高等学校長からの主な意見

- 英語か日本語の作文では、適切な学力を判断するには限界もある。そのため、在京外国人生徒でも取り組みやすい英語と数学について取り入れることも一つの方法と考えられる。
- 日本での滞在期間が3年に近い受検者もいれば来日間もない受検者もいることや、母語が日本語ではない受検者がいることを考慮すると、適切に選抜することが難しいと考える。
- 現状の倍率程度であれば、作文及び面接で日本語の能力もみることができ、十分選抜が可能である。

審議の過程で、検査内容に関しては、高等学校から「受検者のバックグラウンドが違い、成績の資料も国や地域によって違う。学力検査問題を作成して、選抜を実施するのは事実上難しい。公平公正に選抜を行うために作文と面接で対応することが最善である。」という意見があった。

また、保護者代表からは「現状の作文と面接による選抜が適切だと思われる。入学後、学力を他の生徒と同じように身に付けられるよう高校側の手立ても必要である。」という意見があった。外部有識者からは「現状の作文と面接による選抜が適切だと思われる。入学後、学力を他の生徒と同じように身に付けられるよう高校側の手立ても必要である。」という意見があった。区市教育委員会からは「日本語指導が必要な生徒が増えているのが現状である。日本での滞在期間によって、日本語習得を目指す生徒、学力向上を目指す生徒、それぞれで目標が違う。学習意欲や学びに向かう姿勢をみるという視点で選抜することに意味がある。」という意見があった。

(2) 在京外国人生徒対象の選抜の周知

現行では、「令和5年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」や「令和5年度東京都立高等学校募集案内」を中心に、在京外国人生徒対象の選抜について周知を図っている。記載内容については次のとおりである。

ア 「令和5年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」のQ&Aでの周知内容

Q19 外国籍の場合、都立高校に応募できますか。

A19 都立高校への応募資格を満たせば、どの都立高校にも応募することができます。

なお、日本に入国後3年以内の外国籍の志願者は、志願する高校が都立高校共通問題で学力検査を実施する場合、申請により、ひらがなのルビ（ふりがな）を振った学力検査問題（共通問題）又はひらがなのルビ（ふりがな）を振った学力検査問題（共通問題）に加えて辞書の持込み及び学力検査時間の延長での受検が可能です（ただし、国語の学力検査では辞書の持込み及び学力検査時間の延長はありません。）。日本に入国後3年を超えていても、入国後6年以内であれば、ひらがなのルビ（ふりがな）を振った検査問題での受検は可能です。

また、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校及び国際高校では、一定の応募資格の下、在京外国人生徒対象の入試（4月入学・9月入学（六郷工科高校及び杉並総合高校を除く。））を実施しています。ただし、国際高校以外の7校のいずれかの高校に合格した場合は、入学手続きを行ってなくても、後日検査を実施する国際高校に応募することはできません。

詳しくは各高校又は裏表紙に記載してある都立高校入試相談コーナーに問い合わせてください。

イ 「令和5年度東京都立高等学校募集案内」の「応募資格の異なる都立高等学校」での周知内容

在京外国人生徒対象 4月入学生徒の入試 ・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 六郷工科高校 ・ 杉並総合高校 ・ 国際高校	外国籍を有し、次の1及び2に該当する者で、平成20年4月1日以前に出生した者とします。 1 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者 (1) 令和5年3月31日までに、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 (2) 令和5年3月31日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者 (3) 令和5年3月31日までに、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者。ただし、入学日現在入国後3年を超える者のうち、入国日が令和2年3月1日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在3年以内とみなします。 2 第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（19ページ参照）に該当する者 検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。
在京外国人生徒対象 9月入学生徒の入試 ・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 国際高校	外国籍を有し、次の1及び2に該当する者で、平成20年4月1日以前に出生した者とします。 なお、既に実施された令和5年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。 1 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)又は(2)のどちらかに該当する者 (1) 令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者 (2) 令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者 2 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者 なお、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです。）。 検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。

制度の周知については、中学校から「周知についてはかなり努力していると思われる。東京都教育委員会では案内冊子も作成しており、それをもとに中学校の担任も活用して丁寧に周知及び説明を行っている。」という意見や「保護者が東京都教育委員会のホームページを見ているかは分からない。別の方法で制度の周知を図ってもよいのではないかと」という意見があった。区市教育委員会からは、「情報が各中学校に入るよう連携して進めている。今後も外国籍の生徒は増えると思われるため、高校側の対応も増えるが、学びの機会を増やしていく意味でこの制度は大切である。今後も周知を図れるよう努めていく。」という意見があった。

さらに、問題提起として、高等学校から「日本国籍で日本語指導が必要な生徒もあり、一般の枠で入学が厳しいこともある。生徒の学びの場を増やすという視点があるのであれば、応募資格を緩和するということも視野に入れて考えた方がよいのではないかと」という意見があった。

③ 今後の取組の方向性

在京外国人生徒対象の選抜について、現行の実施要綱・同細目では、都立高校長が必要と判断した場合、学力検査を行うことができるとしているが、令和5年度選抜までは作文と面接で選抜を実施してきた経緯がある。令和6年度選抜においては、これまでの規定と同様に、都立高校長が必要と判断した場合、学力

検査を行うことができるとし、各学校が実態に応じて検査内容を適切に定めるものとする。

また、国際社会のグローバル化に伴い、今後、応募者の急激な増加等が想定されており、応募者が多数となった場合、作文と面接による選抜では困難になることもある。こうした状況も鑑みて、学力検査の実施の必要性を検討するべきである。

都内の外国人が今後増加していった場合、在京外国人生徒対象の選抜の制度について、応募資格のある受検者に適切に情報提供ができるような方策を検討し、積極的に学ぼうとする外国籍の生徒の進学を実現できるよう検討を進めてほしい。

さらに、在京外国人生徒対象の選抜の受検対象者は外国籍の生徒となっているが、日本国籍であっても日本語指導が必要な生徒がいる。こうした生徒は今後も増えていくことが想定され、本選抜の検査方法や検査内容、対象者等、「日本語指導が必要な生徒に対する都立高校入学者選抜の在り方」について、今後、検討が必要である。本委員会に特別部会を設置し、関係者等から意見を求めるとともに令和7年度以降の入学者選抜に向けて引き続き検討することとした。

13 多様な生徒に対応した入学者選抜

現行の制度では、中学校等での学習状況を踏まえて選抜を実施するために、学力検査点と調査書点の比率を原則7:3としている。現在、不登校経験のある生徒及び日本国籍でありながら日本語指導が必要な生徒が増加しており、都立高校を受検する多様な生徒にとって中学校等における学習状況を現在の調査書点の換算によって評価することが必ずしも適さない場合もあるとの指摘がある。

本委員会では、多様な生徒の一例として、不登校経験のある生徒及び日本国籍でありながら日本語指導が必要な生徒を取り上げ、多様な生徒に対応した入学者選抜の制度設計が将来的に可能かについて審議した。

(1) 不登校経験のある生徒

都内公立中学校における長期欠席の現状や、主に不登校経験のある生徒の進学をねらいとしたチャレンジスクールの特色及び受検倍率、実施要綱・同細目における調査書の位置付け等を参考資料として、不登校経験のある生徒にとって、どのような入学者選抜制度が望ましい形なのかを審議した。

ア 都内公立中学校における長期欠席生徒数の現状と推移及び不登校の要因

『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」

(令和4年10月 東京都教育庁指導部) より作成

項目 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長期欠席生徒数(人)	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597
不登校出現率(%)	3.60	3.78	4.33	4.76	4.93	5.76
学校復帰率(%)	23.0	20.1	22.4	15.0	22.2	22.6

不登校の要因	人数(人)
無気力、不安	8,080
いじめを除く友人関係をめぐる問題	2,152
学業の不振	2,029
生活リズムの乱れ、あそび、非行	1,943
親子の関わり方	1,627
入学、転編入学、進級時の不適応	1,005

イ チャレンジスクールについて

「令和5年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」より作成

㊦ チャレンジスクールとは

Q:「チャレンジスクール」とは、どのような学校ですか？

A:チャレンジスクールは、主に小・中学校で不登校の経験があったり、高校で中途退学を経験したりして、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見付け、それに向かってチャレンジする高校です。

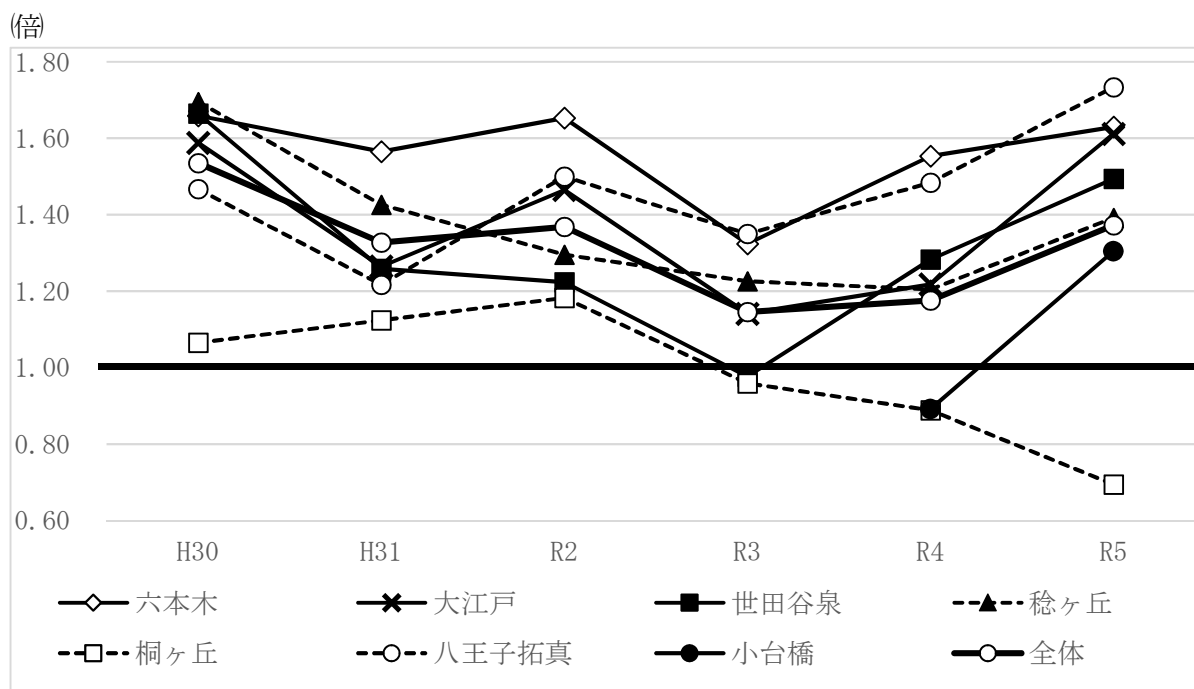
自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて各時間帯（午前・午後・夜間の三部）を選んで入学する、昼夜間の定時制・総合学科・単位制の高校です。

☆チャレンジスクールの特色☆

- ・学力検査や中学校からの調査書によらず、生徒の学習や学校生活への意欲を重視した入試を行います。

㊦ チャレンジスクール（八王子拓真高校のチャレンジ枠を含む）の受検倍率

学校名	H30選抜	H31選抜	R2選抜	R3選抜	R4選抜	R5選抜
六本木	1.66	1.56	1.65	1.32	1.55	1.63
大江戸	1.59	1.26	1.46	1.14	1.22	1.61
世田谷泉	1.66	1.26	1.22	0.98	1.28	1.49
穂ヶ丘	1.70	1.43	1.30	1.23	1.20	1.39
桐ヶ丘	1.06	1.12	1.18	0.96	0.89	0.69
八王子拓真	1.47	1.22	1.50	1.35	1.48	1.73
小台橋	—	—	—	—	0.89	1.30
全体	1.54	1.33	1.37	1.15	1.18	1.37



ウ 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における調査書の位置付け等（実施要綱・同細目より抜粋）

(ア) 第一次募集・分割前期募集

第2-10-1 選考

(2) 学力検査の得点（学力検査を実施した教科の得点の合計。ただし、傾斜配点を行う教科については、傾斜配点を行った得点とする。）と調査書の各教科の学習の記録を点数化したもの（以下「調査書点」という。）の比率については、次のとおりとする。

ア 全日制は、7：3とする。ただし、芸術及び体育に関する学科は6：4とする。

イ 定時制は、7：3又は6：4のどちらかとする。

なお、学力検査の得点と調査書点の合計は、1000点を満点とする。さらに、点数化したスピーキングテスト結果を加えた合計を「総合得点」といい、1020点を満点とする。

(イ) 分割後期募集・第二次募集

第3-10 選考

(1) 選考

実施要綱第2-10-1を準用する。ただし、学力検査の得点と調査書点の比率は、全日制は6：4とし、定時制は6：4又は5：5のどちらかとする。

(ウ) 調査書の作成について

第4-6 調査書

第4-6-1 作成

(1) 中学校卒業見込者及び卒業生について、志願者が在学している又は卒業した中学校の教職員が作成する。

(2) 記載者以外の複数の教職員が成績一覧表（卒業生については生徒指導要録）と照合し、確認する。

(3) 少年院等に入所している生徒の調査書は、少年院等に対して必要な資料の報告を求め、中学校の教職員が作成する。

(4) 中学校長は、次のア、イ、ウの場合、調査書の一部を作成しないことができる。

ア 令和4年4月1日以降帰国し、現地校から編入学した者については調査書の所定欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄に一部でも記入できない場合、現地校の成績資料の写しを添付する。その際、現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、その旨を明らかにした「理由書」（様式任意）を添付する。

イ 中学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者（卒業者を含む。）については、調査書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、

不足する記録に関わる資料の写しを添付する。

ウ 中学校長は、第4-3-1(5)に基づき観点別学習状況の評価及び評定を記載できる場合には必ず記載すること。ただし、出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価を行うことができないと中学校長が判断する場合、記入できる教科の評価のみ記入し、記入できない教科の評価は斜線/（スラッシュ）とする。また、評定を行うことができない教科がある場合、その教科の評定は斜線/（スラッシュ）とする。この場合、中学校長はその旨を明らかにした「理由書」（様式任意）を添付する。

(5) 当該中学校長は上記(1)から(4)までを確認の後、公印を押し、内容を証明する。

(6) 中学校長は、卒業等で令和5年3月31日現在満20歳以上の者（平成15年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

(イ) 評定を行うことができずに評定が斜線/（スラッシュ）となっている教科のある受検者の取扱い

第2-10 選考

第2-10-1 選考

(6) 調査書中の各教科の学習の記録を点数化する際は、受検者から提出された調査書の各教科の評定数値を当該受検者の在学する中学校から提出された成績一覧表において確認した後、学力検査を実施する教科は評定数値を1倍、学力検査を実施しない教科は評定数値を2倍して調査書点を算出する。ただし、在学する中学校から成績一覧表が提出されていない受検者、成績一覧表の除外人員となっている受検者及び評定を行うことができずに評定が斜線/（スラッシュ）となっている教科のある受検者については、学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して当該都立高校が調査書点を求める。また、「A」と朱書された調査書（実施要綱第4-6-3(8)アを参照）により調査書点を算出する際には、受検者に不利にならないように扱う。調査書の記載内容に疑義がある場合は、都立高校長は当該中学校長に問い合わせ、内容を確認する。

審議の過程で、中学校からは「不登校であるために、学習に自信がない、調査書点が低い、というイメージがあることから、不登校経験のある生徒の多くはチャレンジスクールや広域通信制高校を志望する。入学者選抜の制度が、不登校生徒の多様化に対応した仕組みであれば、特定分野に特化した勉強が好きで、特定分野に特化した高校に行きたいという生徒もいる。」という意見や「不登校の生徒たちが都立高校を選ぶ場合、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど選択肢が狭まっている。全ての都立高校で不登校枠を設けて、調査書を用いない選抜を行うという方法も考えられるのではないか。」という意見があった。

また、高等学校からは「調査書は不登校経験のある生徒にとって心配の原因になっている。調査書を用いないのであれば安心して受検できるのではないかと。学力検査の他に面接や作文など学ぶ意欲を評価する場面が必要になるのではないかと。」という意見があった。保護者代表からは「生徒自身が自分にとってやりたいことを見つけて、それに対して一生懸命取り組んでいるという生徒について、今後の都立高校の対応を期待する。」という意見があった。

さらに、区市教育委員会からは「不登校生徒の中には、一定程度の学力をもつ生徒もいる。適応教室に来られる生徒と来られない生徒がいるが、来られている生徒は学習に対する意欲がある。調査書は中学校において努力してきたことを証明する資料でもあり、慎重に扱う必要がある。調査書が不要となった場合、中学校に来なくなる生徒が増えることも考えられる。」という意見があった。

2) 日本国籍でありながら、日本語指導が必要な生徒

公立中学校における日本語指導が必要な生徒の状況や、海外帰国生徒対象の選抜及び在京外国人生徒対象の選抜の現行の規定を参考資料として、日本国籍でありながら日本語指導が必要な生徒にとって、どのような入学者選抜制度が望ましい形なのかを審議した。

ア 公立中学校における日本語指導が必要な生徒の状況（令和３年度）

	文部科学省の 調査結果	東京都の 調査結果
外国籍の生徒数(人)	2,376	797
日本国籍の生徒数(人)	11,280	205
日本語指導が必要な生徒のうち日本国籍の生徒数の割合(%)	17.4	20.5

イ 海外帰国生徒対象の選抜について

実施校	三田、竹早、日野台、国際	計４校
募集人員	三田１８人、竹早１３人、日野台１３人 国際（日本人学校出身者１５人、外国の学校出身者２５人）	計８４人
主な 応募資格	日本国籍を有する者 ○以下のどちらかに該当する者 ・日本の中学校等を卒業（見込み） ・外国における９年の課程修了（見込み） ○海外在住に関する条件 ・保護者に伴う外国における在住期間が２年以上３年未満 （連続した２箇学年の課程修了又は見込み含）で入学日現在帰国後１年以内 ・保護者に伴う外国における在住期間が３年以上４年未満 （連続した３箇学年の課程修了又は見込み含）で入学日現在帰国後２年以内 ・保護者に伴う外国における在住期間が４年以上 （連続した４箇学年の課程修了又は見込み含）で入学日現在帰国後３年以内	
検査内容	＜三田高校、竹早高校及び日野台高校＞ 国語（作文を含む。）、数学及び外国語（英語）の３教科並びに面接 ＜国際高校＞ 日本人学校出身者……国語（作文を含む。）、数学及び外国語（英語）の３教科並びに面接 現地校出身者………作文及び面接 言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。	

ウ 在京外国人生徒対象の選抜について

実施校	竹台、田柄、南葛飾、府中西、飛鳥（単位制）、 六郷工科、杉並総合、国際	計８校
募集人員	竹台２０人、田柄２０人、南葛飾２０人、府中西２０人、飛鳥２０人 六郷工科１５人、（３人×５科）、杉並総合２０人、国際２５人	計１６０人
主な 応募資格	外国籍を有する者 ○日本の中学校等を卒業（見込み）で入国後３年以内 ※ 外国籍を有し、入国後４年であつたら資格なし ○出願時日本の学校に在籍しておらず、以下のどちらかに該当する者 ・外国において９年の課程修了（見込み） ・日本における外国人学校で９年相当の課程修了（見込み）	
検査内容	作文及び面接 言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。	

審議の過程で、高等学校からは「高校入学後の学習を考えることが基本である。生徒の能力を測る選抜ができればよい。」という意見や「公正公平な入学者選抜を行うためには、受検者の母語で検査を行う必要がある。その場合、入学後も学校生活の様々な場面で母語での対応をすることとなる。在京外国人生徒対象の選抜について検討した際、辞書持込みや電子辞書への対応が話題にも出たが、検査の実施方法で解決できるとよい。」という意見があった。

また、中学校からは「在京外国人生徒対象の選抜では、学力検査を実施していないことから、学力よりも、日本語で授業を受けられるか否かを重視していると捉えている。国によって理科や社会の学習内容が異なることもあり、在京外国人生徒対象の選抜では学力検査の実施が難しいと考える。高校に入ってからどのように学習指導を行っていくかが大きな課題である。」という意見や「中学校では翻訳機器を使って授業や定期テストを行っている。入学者選抜なので限界があると思うが、翻訳機器を使って授業を受けることができることを考えると、都立高校入学者選抜でも対応があつてよいのではないか。」という意見があつた。

(3) 今後の取組の方向性

不登校の経験のある生徒の状況として、調査書を選抜に用いることが志願者の心理的負担になるケース等があることや、調査書の扱いの変更は中学校における学習指導に影響を与えることなどを踏まえ、不登校経験のある生徒に対する現行の都立高入試の検証を行うとともに、本委員会での意見をまとめて、選抜方法の在り方についても継続的に検討することが必要である。

日本語指導が必要な日本国籍の生徒は一定数在籍しており、こうした生徒に対する現行の都立高入試の検証を行うとともに、応募資格や検査方法等について、必要な検討を行っていく。

多様な生徒に対応した入学者選抜について、それぞれに応じた入試制度を構築していくためには、対象生徒、対象校、応募資格、募集人員、選抜方法など、入試制度をどのようにしていけばよいか、十分な情報を収集した上で、丁寧に議論を進めていくことが必要である。

入試制度に関わる内容のため、本委員会に特別部会を設置し、関係者等から意見を求めるとともに、令和7年度以降の入学者選抜に向けて引き続き検討することとした。

東京都教育委員会は、真に社会人として自立した人間を育成していくために、国際社会のグローバル化や教育現場のDX化など、社会の変化を受け止め、都立高等学校に期待される役割の変化等を踏まえて、生徒に、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を育成するために様々な教育施策を進めている。

東京都立高等学校入学者選抜において、これまで推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜の方向性について毎年必要な見直しを行うとともに、受検者の応募資格や受検者に対する特別措置等、入学者選抜における様々な制度についても、在り方を見直し改善を図ってきた。

本委員会においては、募集人員や検査方法等を丁寧に見直す必要があることから例年検討を行っている「受検者に複数の受検機会を確保し、異なる方法や尺度による入学者選抜を推進するために平成10年度入学者選抜から導入した分割募集」、「平成25年度入学者選抜で改善を図った推薦に基づく選抜」に加えて、新たな課題について検討を重ねた。具体的には、「合否判定業務の改善に向けた取組」、「新型コロナウイルス感染症対策」、「中学校英語スピーキングテスト」、「インターネットを活用した出願」等である。急速に変化する社会全体に対応した入学者選抜の制度設計のため、これらの内容について課題を整理し、次年度以降の入学者選抜が適切に実施されるよう審議を行った。

本委員会の検証・検討結果については、「今後の取組の方向性」としてまとめている。この趣旨を踏まえて、令和6年度入学者選抜が厳正かつ公平・公正な入学者選抜となることを期待するとともに、今後も継続的に課題の把握や検証を行うことで、一層改善の趣旨に沿った入学者選抜となるよう、不断の改善を進めていく必要がある。

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜状況

(参考資料 1)

＜全日制課程＞

学 科 等	区 分	募 集 人 員			最 終 応 募 人 員 (B)			受 験 人 員 (C)			受 験 倍 率		合 格 人 員 (D)			入 学 手 続 人 員 (E)		
		(A)	計		男	女	計	男	女	計	(G/A)	計	男	女	計	男	女	計
			男	女														
推 薦	普 通 科	6,182 (5,991)	8,060 (8,039)	9,688 (9,714)	17,748 (17,753)	8,039 (7,958)	9,665 (9,649)	17,704 (17,607)	2.86 (2.94)	3,155 (3,090)	2.86 (2.94)	3,155 (3,090)	3,001 (2,899)	3,155 (3,090)	3,001 (2,899)	3,155 (3,090)	3,155 (3,090)	6,156 (5,989)
	専門教育を 主とする学科	2,457 (2,450)	1,911 (1,969)	1,888 (2,036)	3,809 (4,005)	1,988 (1,949)	1,993 (2,021)	3,791 (3,970)	1.54 (1.62)	1,094 (1,116)	1.54 (1.62)	1,094 (1,116)	1,197 (1,213)	1,094 (1,116)	1,197 (1,213)	1,196 (1,213)	1,094 (1,116)	2,280 (2,329)
	総 合 学 科	714 (715)	507 (450)	1,068 (1,034)	1,575 (1,484)	504 (446)	1,063 (1,030)	1,567 (1,476)	2.19 (2.06)	558 (566)	2.19 (2.06)	558 (566)	714 (715)	558 (566)	714 (715)	558 (566)	714 (715)	714 (715)
	小 計	9,353 (9,156)	10,478 (10,458)	12,654 (12,784)	23,132 (23,242)	10,441 (10,353)	12,621 (12,700)	23,062 (23,065)	2.47 (2.52)	4,354 (4,261)	2.47 (2.52)	4,354 (4,261)	4,807 (4,772)	4,354 (4,261)	4,807 (4,772)	4,353 (4,261)	4,807 (4,772)	9,160 (9,033)
	第一次募集	24,783 (24,286)	18,341 (17,891)	17,339 (17,162)	35,680 (35,653)	16,926 (16,535)	16,935 (16,456)	33,531 (32,991)	1.35 (1.36)	11,941 (11,929)	1.35 (1.36)	11,941 (11,929)	12,117 (11,725)	11,941 (11,852)	12,117 (11,852)	11,941 (11,852)	12,117 (11,852)	24,068 (23,538)
及 び	専門教育を 主とする学科	4,613 (4,574)	2,819 (2,852)	1,959 (2,005)	4,787 (4,837)	2,399 (2,392)	1,666 (1,656)	4,465 (4,460)	0.97 (0.98)	2,265 (2,237)	0.97 (0.98)	2,265 (2,237)	1,485 (1,429)	2,265 (2,237)	1,485 (1,429)	2,265 (2,237)	1,478 (1,421)	3,743 (3,642)
	総 合 学 科	1,646 (1,645)	926 (826)	1,177 (1,047)	2,103 (1,737)	887 (779)	1,144 (1,012)	2,031 (1,791)	1.23 (1.09)	747 (698)	1.23 (1.09)	747 (693)	911 (892)	747 (698)	911 (892)	747 (693)	911 (886)	1,658 (1,579)
	小 計	31,042 (30,505)	22,086 (21,549)	20,475 (20,214)	42,561 (41,763)	20,412 (19,906)	19,615 (19,366)	40,027 (39,272)	1.29 (1.29)	15,042 (14,864)	1.29 (1.29)	15,042 (14,864)	14,564 (14,046)	14,564 (14,046)	14,506 (13,993)	14,506 (13,993)	29,459 (28,759)	29,459 (28,759)
	普通科	-	-	-	-	24	15	39	-	21	-	21	14	35	21	14	35	35
	専門教育を 主とする学科	-	-	-	-	51	55	106	-	44	-	44	43	87	44	43	87	87
インフルエンザ等 罹患患者等に対する 追々検査及び 特別による検査	専門教育を 主とする学科	-	-	-	-	7	2	9	-	7	-	7	2	9	7	2	9	9
	総 合 学 科	-	-	-	-	13	8	21	-	12	-	12	8	20	12	8	20	20
	小 計	-	-	-	-	3	9	12	-	1	-	1	8	9	1	8	9	9
	普通科	-	-	-	-	32	18	50	-	29	-	29	17	46	29	17	46	46
	専門教育を 主とする学科	-	-	-	-	67	72	139	-	57	-	57	59	116	57	59	116	116
インフルエンザ等 罹患患者等に対する 追々検査及び 特別による検査	普通科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	専門教育を 主とする学科	-	-	-	-	3	3	6	-	2	-	2	3	5	2	3	5	5
	総 合 学 科	-	-	-	-	0	1	1	-	0	-	0	1	1	0	1	1	1
	小 計	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	普通科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
分習後期募集 及び 第二次募集 第三次募集	普通科	1,634 (1,744)	481 (345)	366 (241)	847 (586)	469 (338)	357 (238)	826 (572)	0.51 (0.33)	377 (320)	0.51 (0.33)	377 (320)	300 (226)	377 (300)	300 (226)	377 (300)	300 (226)	677 (539)
	専門教育を 主とする学科	1,562 (1,739)	200 (125)	67 (56)	267 (181)	199 (120)	67 (55)	266 (175)	0.17 (0.10)	196 (120)	0.17 (0.10)	196 (119)	67 (54)	263 (174)	196 (119)	263 (174)	263 (174)	54 (173)
	総 合 学 科	1 (84)	0 (23)	1 (29)	0 (57)	0 (28)	0 (26)	0 (54)	1.00 (0.64)	0 (28)	1.00 (0.64)	0 (28)	0 (26)	0 (26)	0 (28)	0 (26)	0 (28)	54 (28)
	小 計	3,197 (3,567)	681 (488)	434 (326)	1,115 (824)	668 (484)	425 (317)	1,093 (801)	0.34 (0.22)	573 (468)	0.34 (0.22)	573 (468)	573 (468)	573 (468)	573 (468)	573 (464)	573 (464)	941 (764)
	推薦、第一次募集、分習前期募集、選体查、分習後期募集、第二次募集、第三次募集計	40,583 (39,941)	33,245 (32,505)	33,563 (33,324)	66,808 (65,829)	31,553 (30,913)	32,679 (32,450)	64,232 (63,272)	1.58 (1.58)	19,998 (19,652)	1.58 (1.58)	19,998 (19,652)	19,756 (19,187)	19,908 (19,550)	19,756 (19,187)	19,908 (19,550)	19,698 (19,128)	19,698 (19,128)
4 月 募 集	普通科	148 (148)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	0.01 (0.03)	2 (4)	0.01 (0.03)	2 (4)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	2 (4)
	専門教育を 主とする学科	40 (40)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	総 合 学 科	20 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	208 (208)	0 (0)	2 (4)	2 (4)	0 (0)	2 (4)	2 (4)	0.01 (0.02)	2 (4)	0.01 (0.02)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)
	総 計	40,791 (40,149)	33,245 (32,505)	33,565 (33,328)	66,810 (65,833)	31,553 (30,913)	32,681 (32,463)	64,234 (63,276)	1.57 (1.58)	19,998 (19,652)	1.57 (1.58)	19,998 (19,652)	19,758 (19,191)	19,908 (19,550)	19,758 (19,191)	19,908 (19,550)	19,700 (19,132)	19,700 (19,132)

(参考資料1)

令和6年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱

(設 置)

- 第1 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における問題点を明らかにし、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜に対する改善策について検討するため、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

- 第2 委員会は、次の事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。
- (1) 令和5年度入学者選抜結果について
 - (2) 令和6年度入学者選抜方法について
 - (3) その他

(構 成)

- 第3 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 委員長は、教育庁教育監をもって充てる。
 - (2) 副委員長は都立学校教育部長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。
 - (3) 委員は、委員会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(特別部会の設置)

- 第5 第2(3)で掲げる検討事項について、詳細な検討を行うため、委員会に特別部会を設置する。
- 2 特別部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、部会長を置く。
 - (1) 部会長は、都立学校教育部長をもって充てる。
 - (2) 委員は、特別部会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 3 特別部会は、部会長が招集する。

(幹事会)

- 第6 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員会の求めに応じ、検討事項の資料を調査、作成し提供する。
 - 3 幹事会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 4 幹事会には幹事長を置く。
 - 5 幹事長には、教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長の職にある者をもって充てる。
 - 6 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

(設置期間)

- 第7 委員会の設置期間は、設置の日から令和6年3月31日までとする。

(会議及び会議記録)

- 第8 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開するものとする。

(事務局)

- 第9 委員会に事務局を置く。
- 2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁都立学校教育部高等学校教育課においてこれを処理する。

(その他)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

令和6年度 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
外部有識者	増渕 達夫	帝京大学教授	
区市	齊藤 光司	中野区教育委員会指導室長	
	松岡 弘悟	狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	
保護者	関口 哲也	東京都公立中学校PTA協議会会長	
	樫山 美智子	東京都公立高等学校PTA連合会副会長	
教育庁	藤井 大輔	教育監	委員長
	村西 紀章	都立学校教育部長	副委員長
	小寺 康裕	指導部長	
	市川 茂	指導推進担当部長	
	猪倉 雅生	高校改革推進担当部長	
	根本 浩太郎	教育改革推進担当部長	
中学校	山本 周一	府中市立府中第一中学校長	
	齋藤 真	あきる野市立東中学校長	
	佐藤 太	港区立御成門中学校長	
	稲葉 裕之	荒川区立尾久八幡中学校長	
	井上 貴雅	練馬区立石神井西中学校長	
高校	井上 隆	都立小山台高等学校長	
	黒後 茂	都立桐ヶ丘高等学校長	
	造作 聡美	都立忍岡高等学校長	
	内田 隆志	都立三田高等学校長	
	堀江 敏彦	都立飛鳥高等学校長	
	小高 潤子	都立足立新田高等学校長	
	小杉 聖子	都立駒場高等学校経営企画室長	

事務局幹事	臼井 宏一	都立学校教育部高等学校教育課長	
	久保田 聡	都立学校教育部入学選抜担当課長	幹事長
	西 雅生	都立学校教育部主任指導主事	
	高橋 龍	都立学校教育部高等学校教育課統括指導主事	
	大越 隆博	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	岐下 英男	都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	
	土屋 秀人	指導部指導企画課長	
	毛利 元一	指導部企画推進担当課長	
	坂本 教喜	指導部義務教育指導課長	
	信岡 新吾	指導部高等学校教育指導課長	

令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過

日時		検討事項
第 1 回	5 月 8 日 (月) 午後 3 時から午後 5 時まで	○ 推薦に基づく選抜について ・ 文化・スポーツ等特別推薦 ○ 学力検査に基づく選抜について ・ 分割募集 ○ その他の制度について ・ インターネットを活用した出願
第 2 回	5 月 19 日 (金) 午後 3 時から午後 5 時まで	○ 合否判定誤り等の再発防止・改善策について ・ 再発防止・改善策に基づく合否判定業務の改善に向けた取組 ○ 新型コロナウイルス感染症について ・ 感染症対策 ○ 学力検査に基づく選抜について ・ 日本国籍を有し、日本語指導が必要な受検者に対する辞書持込みの措置
第 3 回	6 月 2 日 (金) 午後 3 時から午後 5 時まで	○ 学力検査に基づく選抜について ・ 中学校英語スピーキングテスト ・ 在京外国人生徒対象（特別枠）の選抜 ○ その他の制度について ・ 入学願書及び調査書等の様式 ・ 海外帰国生徒対象の 9 月入学生徒の選抜における応募資格 ・ 外国において日本の高等学校普通科に相当する課程を修了した者の応募資格
第 4 回	7 月 3 日 (月) 午後 3 時から午後 5 時まで	○ その他の制度について ・ 都内在住者で都外の中学校等に在学している者の応募資格 ・ 多様な生徒に対応した入学者選抜